

## 令和4年第5回ニセコ町議会定例会 第1号

令和4年6月6日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書  
(要請者/ニセコ町農民同盟 会長 松原太)
- 6 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 7 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 8 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 9 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 10 報告第 5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 11 報告第 6号 令和3年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 14 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 15 承認第 4号 専決処分した事件の承認について  
(令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 16 選挙第 1号 後志教育研修センター組合議員の選挙
- 17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 18 議案第 1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について  
(提案理由の説明)
- 19 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について  
(提案理由の説明)
- 20 議案第 3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議について  
(提案理由の説明)
- 21 議案第 4号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
(提案理由の説明)

- 22 議案第 5 号 請負契約の締結について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）  
（提案理由の説明）
- 23 議案第 6 号 請負契約の締結について（令和 4 年度市街地区配水管更新工事）  
（提案理由の説明）
- 24 議案第 7 号 辺地に係る公共施設の総合整備計画書の策定について  
（提案理由の説明）
- 25 議案第 8 号 辺地に係る公共施設の総合整備計画書の一部変更について  
（提案理由の説明）
- 26 議案第 9 号 平成 4 年度ニセコ町一般会計補正予算  
（提案理由の説明）
- 27 発議第 3 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求め  
る意見書案  
（提出者／ニセコ町議会議員 木下裕三）

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	山田浩二
農政課参事	石山智
国営農地再編推進室長	齋藤徹
商工観光課長	三上進
商工観光課参事	黒瀧敏雄
都市建設課長	

都市建設課参事  
上下水道課長  
総務係長  
財政係長  
教育長  
学校教育課長  
町民学習課長  
こども未来課長  
学校給食センター長

橋石樋浅片阿中淵佐  
本山口井岡部村野藤  
啓康範理辰信正伸寛  
二行幸登三幸人隆樹

○出席事務局職員

事務局長  
書記

前原功治  
佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、木下裕三君、3番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日から6月10日までの5日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月10日までの5日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と、郵送による陳情は要望を受理しております。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 皆さん、おはようございます。第5回ニセコ町議会定例会よろしくお願いを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書1枚目をおめくりいただきまして、総務課の関係であります。その上から2番目、2として令和4年度第1回後志町村会試験委員会というのを開催しております。私、町村会の理事になりまして、町村会の試験委員は初めてということではありますが、これまで町村会の会議、就任以来何回かありまして、そのときに一貫してお願いしてきたのが、北海道のほぼ全ての試験が終わった後に後志町村会の試験がやられるということで遅過ぎると。何とか早くしてほしいと。それと、例えば本州にいる方が倶知安の第一会館の試験会場に来て、もし合格したら、さらにもう1回面接に来ると。大変な飛行機代、交通運賃もかかるということで、東京や別な都市でも本州でそういう試験ができないかということのお願いをこれまでしてきました。今回は試験委員になりましたので、もう一度、その思い、少しでも優秀な人を採用したい、そのためにやっぱり試験の幅といたしますかね、機会を広げるべきだというお話をさせていただきましたが、一応意見として聞いていただけるといことで、新たな取組にはならないということではありますが、一応今後ともそういう主張といえますかね、意見は町村会場でお願いをしていきたいというふうに考えております。

その下、北海道町村会創立100周年記念式典及び記念講演が、4月21日、札幌でありました。この中の記念講演で、当時ミスター地方創生と呼ばれた地方創生の総括官でありました山崎史郎さんが、現在内閣官房におられて、ご講演をされました。今日本の社会の一番大きな問題は、少子化対策、子育て支援、これを徹底的にやるべきだということで、世界の状況の中で日本がいかにか子育てにお金を使ってないかというような統計数値を出しながら、講演をされたというような状況であります。

その1ページ目後段であります。後志広域連合臨時会議が3月28日、ホテル第一会館で行われまして、任期満了による広域連合の連合長の改選が行われまして、選挙によりニセコ町が連合長ということになりました。2007年、平成19年4月24日に設立しましたが、当時16町村でスタートしております。当時は本当に小さい町で、財政基盤が3割とか4割とかそういう財政基盤の中で本当にできるのかというような、総務省や様々な地方交付税が削減される状況の中で、やっぱり広域でできることは広域でやるべきだと、実は相当大変な苦勞をして広域連合というものをつくったわけでありまして。この中でも例えば農業委員会や教育委員会や、様々なメニューがあつて、それらもやっぱり広域でやるべきじゃないかという議論ありましたが、今そういった面での広がりはないような状況であります。しかし、広域でできるものはやっぱり広域でやるべきだという視点に立って、広域連合をさらに拡充できるかどうか、そういったことも連合長として進めてまいりたいと考えているところであります。

次に2ページ目であります。羊蹄山麓町村長会議、5月10日、札幌で開催しております。ここに記載のとおり、様々議論がなされております。初めてであります。北海道新幹線の倶知安駅の検討状況について、倶知安町長から本当の概要の粗々の説明があつたというような状況でございます。

す。その下、5月23日に倶知安警察署に羊蹄山麓町村長会として、山菜採りにおいての搜索が毎年のように発生し、コロナ禍にあつて搜索も大変だというような状況から、共同して啓発活動を行うということでお願いをしたところであります。

以下、その他の会議、記載のとおりとなっております。

ページめくっていただきまして、3ページ目ではありますが、上段から2つ目、13として北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会が開催されております。今後とも町村立高校の情報共有しながら、町村立高校の改革等進めていきたいと考えております。

その下14として、酪農学園大学の金子教授との面談のことを記載しておりますが、現在、我が町も少しずつ進めておりますGISの活用、地理情報システムをいかに活用していくかということで、北海道の第一人者として金子先生が今進めており、特に土地連の農地の台帳を含めた水土里ネットで、多様な連携ができるようなシステム開発を行っております。地理情報を活用することによって、ニセコ町内の様々な課題を見える化することができるということでもありますので、今後金子先生含めて、こういったGISの活用について力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご支援のほどよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

その下15として、職員採用ということで、一般職で菅原正人さん、それから渡邊真優さんを採用したところであります。

その下、土地の寄附、記載のとおりとなっております。

それから17として、町有財産の売払ということで、町有地の土を客土として採取している国営緊急農地の関係であります、ここの樹木伐採の売払を南後志森林組合に行っているところあります。

次、4ページ目を見ていただきまして、一番上のほう18として、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編等）の改訂ということで、2月28日に実施しております。

その下一つ飛んで20として、災害時相互応援協定に基づく福島県国見町への被災地支援についてということで、国見町の地震の規模としては、前回の東日本大震災よりもっと大きな被害が住宅等において発生しているというような大変な状況になりまして、3月21日から4月9日まで2人で2班、トータル4名の職員を派遣をし、被災地支援を行ったところあります。

以下、その下の泊原子力発電所の安全対策等、記載のとおり会議が行われております。

次、5ページ目をおめくりいただきまして、一番上ではありますが、25として第10回（令和4年度第1回）ニセコ町防災会議の開催ということで、こういったコロナ禍の状況にあつて書面会議となりましたが、ニセコ町防災計画の一部修正等ご承認をいただいたところあります。

その下、次に企画環境課の関係ではありますが、北海道国道協議会等記載のとおりとなっております、その下（3）として北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会が、5月23日に小樽市で開催をされております。新幹線の関係では、北海道札幌延伸の17トンネル、40工区の全てが発注済みであるということが、鉄道運輸施設支援機構北海道新幹線建設局長より報告がされております。また、横断道の関係ではありますが、今の予定としては令和6年に仁木まで開通、それと現在、黒松内・倶知安間25キロメートルについて、計画段階評価の作業中であるというような報告が小樽開発建設部の次長から行われたところあります。その下（4）として、北海道新幹線並行在来線対策協議会が3月27日、後志総合振興局で開催されておまして、態度未表明だったところも全部態度表明ということで、並行在来線につきましてはバス

転換やむなしというような結論の確認がなされたというような状況でございます。

次に、6 ページ目でございますが、2 として後志総合開発期成会、理事会・定期総会がニセコ町内で記載のとおり開催をされているところであります。5 月 23 日に小樽、後志要望、それから道内の要望を 5 月 26 日、それぞれ行ってきております。

以下 3 以降、それぞれ会議、記載のとおりとなっております。

次、7 ページ目をおめくりいただきまして、6 として土地開発公社理事会、5 月 16 日開催させていただきます。今後大きな方向としては、解散に向けての調整を進めていくことの確認がなされております。

次、その下 7、国際交流事業の実施状況ということで、コロナ禍にあつて 3 密対策等に留意しながら、記載のとおり 8 ページの上段まで、それぞれ国際交流事業を行っているところであります。8 ページ目中ほど 8 として、地域公共交通ということでデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次、9 ページ目をおめくりいただきまして、上段 9 として、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について記載のとおりとなっております。また、その下表として年度別の寄附の内訳等も記載されており、1 番後段のほうですね、9 ページ目令和 3 年度の活用事業について、それぞれ記載のとおりとなっております。次 10 ページ目、(2) として地域別寄附者及び「ふるさと住民」の登録者数、記載のとおりとなっております。現在ふるさと住民 143 名が登録されているということでもあります。

その下 10 として、企業版ふるさと納税につきまして、令和 4 年 3 月末現在の企業版ふるさと納税の寄附について記載のとおりとなっております。8 件の企業からご寄附をいただいているということでもあります。寄附の累計がこれで 3,990 万円ということになってございます。

その下、11 として新型コロナウイルス感染症生活支援対策「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付状況、記載のとおりとなっております。

その下、12 として防災ラジオの配布（貸出）状況、いずれも記載のとおりでございます。

次、11 ページ目、13 として町への意見・問合せについて記載のとおり、私の意見 15 件、広聴箱 12 件、ホームページ 262 件、トータル 289 件の問合せとご意見をいただいているところであります。

14 として、こんにちわ・おぼんです町長室の開催状況を記載のとおりとなっております。

16 が行政視察の受入れ状況ということで、コロナ禍の中ではありますが、こういった受入れをしているという状況であります。

17、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、記載のとおりとなっております。未執行の分につきましては、今後また様々な状況判断をしながら、用途を決めていきたいというふうに考えているところであります。

その下 18 として、地域おこし協力隊事業ということで、協力隊につきましてはこれまで 55 人が活躍されておまして、37 人の隊員が卒業しております。ニセコ町への定住率は 76% となっております。以下、隊員 26 名の氏名と所属先について表のとおりとなっております。12 ページ目の中段まで、それぞれ氏名、所属を記載させていただいているところであります。

12 ページ目の中ほどでございますが、19 として集落支援員の活動状況につきまして、表のとおりとなっております。皆さんそれぞれ集落支援員としてご活動いただいているところであります。

その下 20、ニセコ高校でのアフタースクールイングリッシュクラスの実施ということで、地域おこし協力隊のご協力をいただいて、こういった英語の実践的な勉強会をやっているような状況であります。

その下一番下であります、12 ページ目、21 として地方創生推進交付金事業についてということで、地方創生推進交付金を活用した 4 件の事業を取り組んでおります。詳細はそれぞれ記載のとおりとなっております。1 点目がローカルスマート交通深化・展開事業、それから 13 ページ目おめくりいただきまして、(2) としてポストコロナを見据えた「持続可能な観光地域づくりモデル市町村」形成事業、それから (3) として、持続可能な「ニセコ共生循環の森林づくり」を実現する地域商社推進事業、(4) として「共感」がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業。それぞれ国の支援を受けて、現在進めているという状況でございます。

次 14 ページ目、上段 22 として SDG s に係る取組ということで、そこに (1) ニセコミライ、第一工区造成工事地鎮祭等、それぞれ記載のとおり事業が進められている状況であります。

その中ほど、24 として、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、記載のとおり利用されているという状況であります。

その下 25 として、移住定住相談窓口の設置ということで、ニセコ中央倉庫群旧でんぷん工場に設置ということで、現在奥田啓太さんと小曾納華菜さんが協力隊 OB として活躍いただいているという状況であります。

次おめくりいただきまして 15 ページ目、税務課の関係であります。1 として町税の収納実績につきまして、表のとおりとなっております。令和 4 年 4 月末現在における令和 3 年度の町税収納率、現年度分で 99.83%、滞納繰越分で 84.04% となりまして、いずれも対前年度比を大きく上回っている状況であります。収納率の向上は現年度分と滞納分のいずれも固定資産税が大きな要因となっております。新型コロナ感染症に伴う徴収の猶予制度が令和 2 年度限りで終了し、令和 3 年度では猶予された分の固定資産税が完納に至ったということが徴収率向上の大きな要因となっております。また、日頃から税務課の職員が徴収等に相当努力をしてきている成果も、十分表れてきているのではないかとこのように考えているところであります。

次、16 ページ目であります、町民生活課の関係であります。1 としてニセコ町民センターの貸し館状況について、記載のとおりとなっております。

またその下の 2、マイナンバーと言われる住民基本台帳ネットワークの関係のカードの交付数、記載のとおりとなっております。

その下 3 として、一般廃棄物の処理状況等について、記載のとおりとなっております。一般廃棄物最終処分場につきましては、今後閉鎖に向けて取組を行っていきたく思います。

その下、16 ページ後段であります、4 として春のクリーン作戦、皆様のご協力で記載のとおり実施させていただいたところであります。

次 17 ページ一番上であります、5 として行政推進員会議の開催ということで、4 月 27 日町民センター大ホールで開催をさせていただいております。

その下、6 として交通安全運動の推進ということで、交通安全指導員の総会を初め、交通安全運動、交通安全教室等記載のとおりとなっております。以下、交通安全、暴力追放、あるいは廃棄物等の関係、それから食品衛生につきまして、それぞれ 18 ページ上段まで記載のとおりとなっております。



18 ページの 10、北海道合併浄化槽普及促進協議会の役員会がありまして、副会長に私が就任するというようになっております。合併浄化槽はこれまで北海道も上乗せ補助があったんですが、10 数年前に北海道の財政が厳しいということになりました。したがって住民の皆さんが合併浄化槽を設置する場合は、持分が当然多くなっていくということでありまして、現在国に対して、この基準額自体が今もう実情に合わないもんですから、基準額自体を底上げしてくれと、現状に合わすようにしてくれという要請をしております。また北海道に対しては、これまで上乗せ補助を完全になくしていますので、それを復活するよう要請活動を強力にこれから行っていきたいなというふうに考えているところであります。

その下の無料法律相談会の開設状況は記載のとおりとなっております。

次に、保健福祉課の関係であります。社会福祉委員（民生委員）会議の開催ということで、記載のとおり開催しているところであります。

その下 2 として、ニセコハイツ等の入居状況、記載のとおりとなっております。

3、ニセコ町老人クラブ連合会の定期総会を 5 月 19 日に開催しているところであります。

次、19 ページをおめぐりいただきまして、一番上 4 として、新型コロナウイルス町内の新規感染者の状況についてというふうに記載をさせていただきます。このまま終息に向かっていけばいいなという念願をしているところであります。

その下 5 として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、4 月 27 日現在であります。そこに記載のとおり 1 回目 77.7%から 3 回目の接種が 59.0%ということで、65 歳以上が 91.7%から 85.0%というようなことで、3 回目接種を終えているような状況であります。

次、6 として各種健康診査等の実施状況、記載のとおりとなっております。

以下、パパママセミナー等、それぞれ記載のとおり行っているところであります。

20 ページ目、上段のほうであります。9 として、エキノコックス症予防（駆除）対策についてということで、ボランティアの皆さんの大変なご努力によりまして、ベイト撒きを引き続き記載のとおりやっただいているところであります。

次に中ほど、任意予防接種助成事業に係る受診状況について、(1) の季節性インフルエンザの予防接種等、記載のとおりとなっております。

また、各種の健康運動教室や産後ケアの相談状況、あるいは精神障がいをお持ちの方の交流会等、記載のとおり開催したところであります。

次、21 ページであります。上段 15 として、地域包括支援センターの運営状況。令和 3 年度実績等につきまして、それぞれ (1) から 22 ページ目の (8) までの状況は記載のとおりとなっております。(9) 成年後見制度利用支援事業ということで、申立件数 1 件というふうに記載をさせていただいているところであります。

次に農政課の関係であります。1 として、ニセコ町農業担い手育成協議会の開催ということで書面会議となっております。3 月 28 日に周知をし、全て承認をされたというような状況であります。

以下、家畜自主防疫対策会議、農業振興会議等の開催は記載のとおりとなっております。

その中ほど 5 として、有害鳥獣対策協議会の開催ということで、猟友会の皆さんの大変なご尽力をいただきながら、現在有害鳥獣対策を進めているところであります。特に北海道、あるいは農林水産省に対して、この有害鳥獣の問題についてもう少し手厚い支援を含めて要請活動を行ってきているところでございます。

その下、6としてニセコ町堆肥センターの運営についてということで、堆肥センターのことにつきましては記載のとおりとなっております。

その下、7、酒米の田植体験会の開催ということで、企業等のご支援で記載のとおり開催しております。

その下、8として暗渠掘削特別対策事業の実施状況、それぞれ利用につきまして記載のとおりとなっております。

次に24ページ、国営農地再編推進室の関係であります。国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進についてということで、農家の皆さん、それから促進期成会の皆さんの応援をいただきまして、ニセコ町の整備予定の予算額については、ある程度一定程度補正予算含めて確保され、現在動いているような状況であります。

以下、埋蔵文化財の現地調査等、記載のとおりとなっております。

後段であります。北海道土地改良事業団体連合会の総会、あるいはその下、令和4年度農業農村整備推進委員会、記載のとおりとなっております。このたび農業農村整備推進委員という地区の委員に私が就任しておりますので、支部長の蘭越町長とともに農地整備の予算確保について行動してまいりたいと考えております。

次、25ページであります。商工観光課の関係であります。1として、令和3年度観光入込客数の調査結果ということで、表のとおり、コロナ禍にあって大変大きな落ち込みということで、宿泊施設等の状況も大変厳しいものがあるというふうに考えております。外国人宿泊者につきましては記載のとおりとなっております。本町においては99.9%減少しているような状況となっております。

その下25ページ後段であります。ニセコ観光圏協議会の開催状況、記載のとおりとなっております。

26ページ上段であります。ニセコ観光局プロジェクト協議会、これは倶知安町長が会長になってるものであります。この総会を終えております。

その下、4と5、ニセコリゾート観光協会とキラットニセコ、それぞれ取締役会が行われておりまして、取締役として山本副町長が出席しております。

その後段、6として令和4年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況、記載のとおりとなっております。当初12万人程度はということでずっと動いておりましたので、少しコロナ禍にあって、そういった数に回復すればいいなというふうに期待をしているところであります。

その下、26として後志観光連盟の総会等、記載のとおりとなっております。27ページの上段まで記載のとおりであります。

8として羊蹄山管理保全連絡協議会総会、9月24日に倶知安町で開催されております。

9としてその下、ニセコ山系観光連絡協議会総会が開催されているところであります。

その1番下であります。11として、商工業の振興についてということで、ポイントカード（綺羅カード）による消費振興策の取組状況、記載のとおりとなっております。28ページ上段であります。2として、にぎわいづくり起業家サポート事業の実績状況、記載のとおりとなっております。この事業自体は商工会を通じて、新たな取組に対しての助成制度もありますので、商工会を加入条件とするということが相当浸透してきているという感じは持っているところであります。

その下、12としてニセコ町商工会の通常総会、それぞれ各部の総会が記載のとおりとなっております。

ます。

28 ページ後段であります。13、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、それぞれ幹事会・総会等、29 ページ上段まで記載しているところでもあります。相談の受付状況、記載のとおりとなっておりますが、最近スマートフォンを活用しての、何て言いますかね迷惑メールでうっかり、クリックをしてしまっているいろいろ困っているですとか、身に覚えがないようないろんな請求もあるということで、このようてい地域消費生活相談窓口、相当いろいろな面の救済にも役立っているというふうに考えております。

中ほど 15 として、ニセコ町観光大使の委嘱ということで、5 月 16 日に東京ニセコ会の役員として就任された高瀬亜富さんを、観光大使として委嘱させていただいております。高瀬さんはニセコ町出身で、現在東京で弁護士として大活躍をされている方です。今後ニセコ町の PR 等、ご尽力いただけるということでもあります。

その下、16 として全日空 ANA からと株式会社日本旅行から、それぞれ職員を出向いただいているところでもあります。商工観光課参事として三上進様、商工観光課参事併任で観光協会の旅行マネージャーとして加藤薫様にご就任をいただいております。

次に、30 ページ、都市建設課の関係であります。1 として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、3 月と 4 月にそれぞれ開催させていただいております。

また、2 として、第 23 回ニセコ町都市計画審議会の開催ということで、5 月 18 日開催をしております。

その下、3 として土地の売買状況、記載のとおりとなっております。

その下、4 として景観条例に基づく協議状況、開催事業は 4 件、協議されているというような状況であります。

以下、会議等の出席状況について記載のとおりとなっております。

次、31 ページ、上下水道課の関係であります。ニセコ地区配水管破損事故についてということで、5 月 7 日午後 3 時 30 分発覚ということで、発見状況等記載のとおりとなっております。町道ニセコ藻岩線沿いの道道岩内洞爺線で漏水 1 か所が発見され、記載のとおり復旧工事を行ったというような状況であります。

その下、農業委員会の関係であります。31 ページ後段、1 として農業労務賃金協定協議会の開催、3 月 25 日。以下、山麓関係の協議会・総会等、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、32 ページ、消防組合ニセコ支署の状況であります。1 として羊蹄山ろく消防組合議会の定例会が 3 月 25 日開催されておまして、以下幹部会議でありますとか各種会議を記載のとおりとなっております。

また、4 月 20 日に春の火災予防運動パレードが行われておまして、以下婦人防火クラブの総会等、記載のとおりとなっております。

以下の 33 ページ以降、消防の避難訓練、救命講習、そして 11 として、災害出動ということで、火災・山岳・救助、あるいは警戒出動と 35 ページ上段まで記載のとおり、それぞれ出動しているところでもあります。

次に 35 ページ中ほどであります。ニセコ救急の出動先別出場状況について、それぞれ記載のとおりとなっております。

以下 36 ページから委託、あるいは工事等の発注の状況、進捗状況を記載しておりますので、後ほ

どご覧いただければと思います。

以上、第5回ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。

第5回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

お手元の資料1ページ目でございますけれども、教育委員会の活動としまして、令和4年3月7日に開催された第2回の教育委員会会議でございますけれども、3月・4月・5月は年度末年度始めのいろんな業務の委嘱ですとか、そういった議題が大変多いところでございます。かいつまんで説明をさせていただきます。まず報告につきましては、そこに記載されておりますけれども4行目のニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会の設置要綱の制定をさせていただいております。現在第1回の開催に向けて取り組んでいるところでございます。議案につきましては町内の校長の人事内申、令和4年度の教育行政執行方針についてご審議いただいております。次に②としまして、3月24日開催の第3回臨時会におきましては、ニセコ町立学校教職員等の人事異動について、ニセコ町の教育予算の補正、ニセコ町教育財産の目的外使用許可等、そこに記載されているとおりの報告をさせていただきます。議案につきましては、ニセコ町の教育委員会職員の人事異動について提案して、ご審議いただいております。③番目としまして、5月26日、第4回定例会におきましては、ニセコ町公有財産の所管換え、ニセコ町教育財産の目的外使用許可と、年度始めに関わることについての委嘱ですとか、一部要綱の改定等、そこに記載されているとおりでございます。2ページ目のほうに移りまして、最初のところでニセコ町ファミリーサポート事業実施要綱を制定しているところでございます。議案としましては、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会等設置要綱を制定しているところでございます。

次に(2)としまして、年度初めの教育後志教育局主催の市町村教育委員会教育長会議におきましては、後志教育局のほうから局長初め、次長等からそこに記載のとおり後志管内の教育推進の重点等の指示連絡等がございました。

(3) 町村立の教育委員会協議会教育長部会におきましては、今年度教育長部会の組織体制、事務局長職を設置するというようなことが、新たに設けられてございます。令和4年度の活動計画等が承認されたところでございます。

(4) につきましては、毎年実施されております公立小中学校教職員人事推進会議につきましては、近年教頭の成り手がいないというようなことで、ミドルリーダーや若手・中堅教員の育成というようなことで、そこに管理職育成方針ということについて協議をいただいたところでございます。

(5) につきましては、いじめ問題対策連絡協議会に出席して、そこにある内容について協議をしたところでございます。

次に3ページ目にまいります。(6) 令和4年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会、特に後志管内の状況について、今年度から先3年間についての配置計画について説明があり、またこれからの高校づくりに関する指針等について道教委が検討中ということで、今後具体的にその内容等が示されるところでございます。それを受けて、ニセコ町においてもそのような対応をしたいというふうに考えております。

大きな2番目として、学校教育の推進でございます。学校運営につきましては、卒業式が3月にそのような状況で開催されております。入学式につきましても、例年ですと保護者以外に来賓等出るところでありますけれども、3月・4月まだコロナの状況が心配されるということで、職員・保護者のみというようなかたちで開催されてございます。③4月4日に転入教職員辞令交付式を実施してございます。ニセコ小学校が8名、近藤小学校2名、中学校が5名、高等学校が6名、新たに合計21名が転入してきた状況でございます。⑤旅行行事につきましては、ニセコ中学校修学旅行が当初どおり5月18から20日、東北地方で実施されたということでございます。次に4ページのほうにいきまして、⑥各種会議でございますけれども、校長会議が記載のとおり開催されてございます。同様に教頭会議も開催されてございます。丸の三つ目なんですけれども、特別支援講師等研修会、これは町教委主催で今年度初めて開催したところでございます。特に町内でも特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているということで、特別支援講師を1名増員するとともに、地域おこし協力隊等でも特別支援に関わる教職員を1名配置しているということで、特別支援に関わる関係者につきましては、町で採用している職員ですので、そういったことも含めて特別支援についての理解を深めるということで開催させたところでございます。⑦につきましては、学力・学習状況調査が実施されているということで、今年度理科が新たに対象科目となつてございます。次のページ、5ページのほうに在籍児童生徒数でございますけれども、今年度昆布小学校にニセコ町の住民のうち、区域外就学で2名の生徒さんが入学したということで、しばらくぶりに昆布小学校に在籍という状況でございます。特別支援を必要とする児童生徒数の状況、そして担当する特別支援講師等の配置状況を記載してございます。

(3)の学校保健につきましては、年度初めとして各種健診等をその日程で実施しているところでございます。

(4)につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等ですけれども、4月に入りましてもぽつぽつと発生者が出ておりまして、陽性者が2名というような状況等を考慮して、記載のとおり学級閉鎖、それから6ページのほうには学校閉鎖等も一部ございました。

(5)として、ニセコスタイルの教育ということで、コミュニティスクール、あるいはニセコスタイルの教育推進委員会を開催し、ニセコ町の特色ある教育について推進をする講義をいただいているところでございます。

(6)、ニセコ高校の本年度の入学者の状況でございますが、ニセコ中学校から3名、管内から倶知安・留寿都等12名、全道、札幌等を含めて9名、道外から1名ということで、道外からの1名の方は現在寮に入つてございます。②のほうは、今年入学した1年生の寮に入っている状況でございます。現在、2年・3年生含めると全学で16名が入居している状況でございます。それから、③ニセコ高校で花・野菜苗の販売、今年度は例年どおり開催されたということで盛況でありました。それから④校内で意見発表大会が開催されました。しかしながら、コロナのこともあってですね、校内だけの非公開ということですのでけれども、記載のとおり最優秀が藤巻佐輔君、3年生ということで記載のとおりでございます。なお、記載してございませんけれども、先ほど行政報告の中でもありました地域おこし協力隊の方の参加で、5月24日、意見発表会と同日に、アフタースクールイングリッシュクラスという新たな試みをしてございます。1年生が主で、英会話を中心にですね、将来的には英検ですとかそういったことにもつながるようなかたちで、日常的に英語で会話ができるような、そういう取組を進めていきたいということで、第1回が5月24日、18名参加で開催されて

ございます。町内のALTや地域おこし協力隊、今後については国際交流員等の協力もお願いしたいところでございます。あと⑤のほうは、各種大会状況につきまして記載のとおり、それぞれ管内での全道出場権を得ている種目等がそこに記載されてございます。

(7)につきまして、学校給食センター関係なんですけれども、今年度4月と5月に給食の異物混入等がございまして、業者等の責任のかかる部分について業者の説明をいただいた上で、保護者等への文書を配布したところでございます。それから、2つ目の丸のところ、実は5月分の給食費収納事務手続きに若干遅延がございまして、5月の収納の手続きが遅れてできなかったということで、6月に2か月分の収納を行うということで、父母等にも含めて説明をしたところでございます。

大きな3番目、子育て支援、幼児教育・保育推進につきましてでございます。記載のとおり、子育て支援・子どもまちづくり関係の取組。③につきましては、ファミリーサポートセンター事業のサポーターということで、受け入れる人のための養成講座ということで、ニセコ町民センターで記載のとおり開催してございます。

次に9ページでございます。(2) 幼児センター関係につきまして、記載のとおり園の行事が行われてございます。②のほうでは、園児の健康安全ということで尿検査、健康診断、フッ化物洗口が実施されてございます。③入園児の状況ですけれども、今年度は記載のとおり、5月1日現在、合計で165名ということで、近年かなり多い数だということでございます。

次に10ページのほうですけれども、(3) 子育て支援センター関係につきましてもそれぞれ利用状況等、記載のとおりまとめてございます。④子育て講座等事業実施の状況につきましても、記載のとおりでございます。

11ページ、(4) としては、ニセコこども館関係の5月1日現在の利用状況ということで、80名定員のところ81名が利用ということでございます。

続きまして、大きな4番目、社会教育・社会体育の推進ということで、社会教育活動につきましては、放課後こども教室、少年体験事業、寿大学等そこに記載のとおりでございます。寿大学につきましてはコロナの状況が収まりつつあるので、今後ぜひとも何回かでも開催できるような検討をしているところでございます。

次に(2)の文化・図書活動につきましては、有島記念館事業、記載のとおりでございます。続きまして12ページ、②のほうにつきましては記念館の入館者の状況についてまとめてございます。令和3年度につきましては、休館の日がちがそこに書いてございますけれども、利用者は少なかったという状況でございます。学習交流センター「あそぶっく」の状況につきましては、記載のとおり今年度の状況、それから2年度・3年度トータルでまとめてございます。次に13ページですけれども、あそぶっくの活動状況につきまして、記載のとおり多岐にわたりまして、いろいろな行事を開催実施してございます。14ページのほうですけれども、⑥ニセコ町文化協会活動状況ということで、役員会・総会、総会につきましては書面会議ということで開催させていただいております。

(3) 社会体育・スポーツ活動でございます。こちらのほうも役員会等は対面でございますが、総会・評議員会等につきましては人数が多くなるということで、書面で開催をしてございます。

15ページにつきまして、3年度のスポーツ関係の表彰者ということで、最優秀スポーツ選手賞に藤原天聖君、クロスカントリー。全国大会で個人4位、団体2位というような成果を上げてございます。以下、記載のとおりの方が表彰されております。残念ながら、全体での表彰にはなりませんので、表彰状を各学校で伝達していただくというような対応をさせていただいております。それから

②のニセコマラソンにつきましては、実行委員会を開催した中で、今年度については準備等含めて中止ということで、その他のバレーボールとかソフトボールについては現在開催の予定で進んでいるところでございます。以下オリンピック関連につきましてですね、それぞれ関係の職員が参加・出席してございます。16 ページのほうにまとめて、新型コロナウイルスの状況を踏まえた、感染を踏まえた開催状況等記載してございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第5 陳情第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、陳情第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件は、会議規則第91条の規定に基づき、産業建設常任委員会に付託します。

#### ◎日程第6 報告第1号から日程第8 報告第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から、日程第8、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日よりお願いいたします。

それでは日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告でございます。この報告第1号とこの後にご報告する第2号、第3号までは、地方自治法の規定に基づきまして、町が資本金などの2分の1を出資している法人について、経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。なお、これからご説明させていただく中で、金額についてはその内容に応じ、円単位であるとか単位の使い分けをさせていただく場合がございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議案の4ページをご覧いただきたいと思います。日程第6、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の令和3年度経営状況について別紙のとおり報告する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況の報告となっております。

6ページの1番目、令和3年度の事業報告でございます。1) 事業概要、土地造成事業として、令和3年度はN I S E K O生活・モデル地区事業実施予定地、現在は「ニセコミライ」と称しており

ますが、こちらの予定地に係る土地の一部について、令和3年9月15日に株式会社ニセコまちに売却をいたしました。また、土地開発公社の設立団体、これはニセコ町でございますが、こちらに対し寄附を行っております。2) 事業費に関する事項、一般管理費として11万7,410円の支出を行っております。3) 理事会の開催状況、行政報告でもさせていただきましたが、記載のとおり令和3年5月25日に開催をしておるところでございます。

それから、下のほう2番目、令和3年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降に記載してございます。まず、7ページでございます。損益計算書でございます。まず1の(3)、土地造成事業収益は、ニセコミライの開発に際し、株式会社ニセコまちに販売した土地4万6,095平米の収益が2,604万9,212円。それから2の(3)土地造成事業原価は、この土地を購入した際の実原価で2,544万45円。これによりまして、事業利益が60万9,167円ということになってございます。同じページの3、販売及び一般管理費について、役務費4万7,410円は余剰地の草刈り代、それから公租公課費7万円で、これらを差し引いた事業利益は49万1,757円の計上でございます。同じページの4、事業外収益でございますが、こちらは受取利息及び配当金が合計で4,212円。5の事業外費用はなく、経常利益は49万5,969円の計上となっております。6、特別利益はなく、7の特別損失でございますが、土地開発公社の解散・整理を見据えて、当社の設立団体であるニセコ町に1億円の寄附をしてございます。

それから8ページ、貸借対照表でございます。資産の部は現金及び預金、完成土地の原価分、それから出資金を合わせ、資産合計が809万969円となります。負債の部は3月31日現在の法人町民税と法人道民税の未払いが7万円。資本の部では基本財産として町からの出資金500万円、これに前期繰越準備金1億252万5,000円を加え、当期損失は9,950万4,031円。これを差し引いた802万969円が資本の合計でございます。これに先ほどの負債未払金の7万円を加え、負債資本の合計が809万969円となるということでございます。

次の9ページ、キャッシュフロー計算書、これについては会計期間内の資金の増減をあらわしているものでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次の10ページ、こちらは財産目録でございます。

11ページ、12ページは収益・原価・有価証券・基本金の各明細ということで記載をしてございます。こちら後ほどご覧いただければと存じます。

それから、13ページ、文字が大変小さく恐縮でございますが、こちらは現在公社が持っております土地の明細書でございます。上の表(1)桜団地の宅地で、分譲後の調整地、余剰地となっているところでございます。それから下段は、土地開発公社で令和3年度に株式会社ニセコまちに売却した土地ということで、期首に土地がございまして、期末に土地がなくなっているというような表でございます。

14ページから15ページにつきましては財産目録、それから16ページは注記事項ということでございます。

17ページにつきましては、令和3年度決算を踏まえた監査報告ということになってございます。

それから18ページは役員の名簿ということで、参考におつけさせていただいているということです。

報告第1号については、以上でございます。

続きまして、日程第7、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでござい



ます。議案の 20 ページ、をご覧いただきたいと思います。

報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社キラットニセコの令和 3 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、21 ページをご覧いただきたいと思います。まず令和 3 年度の事業経過報告、こちらの 1 の総括でございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は、平成 13 年 6 月 1 日のオープン以来 20 年を迎えました。指定管理者としては令和 2 年 4 月 1 日から 6 期目に入っているということでございます。冬季もコロナ禍の影響を受け、経営に大きな影響が出ております。このような中にあっても、満足度の向上に努めるとともに、町の予算により各種の改修工事を実施しております。21 ページ下からコロナ禍対策、22 ページ中ほどからはコロナ禍における入館規制及び時短営業の内容を詳細に報告してございます。

それから 23 ページの 2、こちらの売上げにつきましては、全体で 4,839 万 3,000 円。対前年比 98.5%となりました。

それから、3 の経費についてということでございますが、こちらは 5,671 万 4,000 円。節約に努めてまいりましたが、燃油高騰などで対前年比 111.9%増額となっているということでございます。

それから、24 ページ中ほど収益事業報告でございますが、1 の入館使用料から 25 ページ 6 の受託収入まで、こちらについてはキラットニセコの収入の柱となる売上げの詳細をご報告しているところでございます。

25 ページの下段から 26 ページ上段まで、ニセコ町予算による改修工事の内容などを記載しているところでございます。総額では 1,200 万円ほどの実績ということになってございます。

26 ページの中ほどの補助金・給付金・支援金・権利金事業報告でございますが、これ続くことの 27 ページの下段まで、コロナ関連の支援金、町からの補助・給付金、それから電気自動車急速充電器権利金などをまとめて報告しているところでございます。

続いて同じページの下のほうでございますが、イベント・キャンペーンの関係です。綺羅乃湯におきましては、イベント・キャンペーンの実施は集客増につながる大変大きな、大切な取組となっておりますが、28 ページにかけてコロナ禍対応しつつ、実施をしているということでございます。その実施内容を詳細に報告をさせていただいているところでございます。

29 ページについては売上げの実績の詳細でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして 30 ページ、貸借対照表でございます。表の 1 番下、資産の部合計、それから負債及び純資産の部合計、ともに前年比 177 万 3,544 円増の 2,232 万 5,407 円ということになりました。

続きまして 31 ページ、損益計算書でございます。先ほどもお話し申し上げたところをまとめているということでございますが、今期の売上げにつきましては 4,839 万 3,299 円、仕入れなどの売上げ原価が 668 万 291 円、差引き 4,171 万 3,008 円、こちらが売上げの総利益となっております。以下、経費など差引きまして、当期は税引き後 12 万 9,191 円の黒字決算ということでございます。ただし、コロナ禍での経営維持に関する町や国からの支援が 1,500 万円ほどを行われているという状況下での黒字ということでございます。

続きまして 32 ページ、販売費及び一般管理費でございますけれども、大きく前年と比べて増減のあったものとしたしましては、中ほどの修繕費についてが 185 万 7,938 円で、前年度比 147 万 3,668 円の増。これはサウナヒーターの交換やサウナ室外壁塗装、温度計の交換などを実施したというこ

とによるものでございます。下から7行目の水道光熱費は1,987万8,667円、となりまして、前年度比354万4,560円の増ということですが、これにつきましては、使用料については前年度を下回ったということがございますものの、原油価格の高騰により、A重油代・ガス代等の単価が増額したということが主な要因で、増額になっているということでございます。

続きまして33ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、1番右下の純資産、こちらは今期の利益が12万9,191円増となりましたので、期末におきまして12万9,191円を増額し1,563万8,048円となっております。

34ページの監査報告につきまして、決算をもとにご承認をいただいているということでございます。

最後に35ページは、5月1日現在の役員・従業員数を組織図として記載しているということでございます。

報告第2号については以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。36ページをご覧いただきたいと思っております。

報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和3年度経営状況について、別紙のとおり報告する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず37ページをお開きいただきたいと思っております。経営状況報告でございます。下線を引いております令和3年度経営の概況でございますけれども、コロナ禍により、観光経済はいまだに低調域から脱する兆しがみえておりません。このような環境下でしたが、特産品販売については2019年度実績並みに回復をいたしました。それから教育旅行は、過去を上回る収益を上げたという決算になってございます。経営概況の中ほどから下のほうでございます。放送事業部は新たな取組などにより、広告収入拡大に成功し増収、それから増益。観光協会全体としても黒字で今期を終えることができたという報告でございます。

ニセコリゾート観光協会は、ビュープラザを拠点とする本社事業部に3グループ、それからラジオ局に1グループと計4グループで事業展開をしております。グループごとの説明につきましては、インフォメーショングループが37ページ下段から42ページ下段まで。それから旅行・地域振興グループ、この中の旅行チームでございますが42ページの下段から47ページまで。続いて旅行・地域振興グループの地域振興チームが47ページ下段から54ページ中段までの報告でございます。それから総務グループが54ページから57ページまでということで取りまとめてございます。最後に放送事業部、ラジオニセコでございますが、57ページ下段から63ページまでの報告ということで、4グループにつきまして、それぞれ詳細に報告をさせていただいているということでございます。後ほどご覧をいただきたいと存じます。

64ページでございます。会社の概要として、現在観光協会全体として行っている業務の取りまとめをさせていただいております。先ほど申し上げた旅行事業、地域振興事業、観光案内業務、特産品の販売、FM放送、それからJRの乗車券販売というようなかたちで、事業を実施しているということをまとめさせていただいているところでございます。

65ページ、貸借対照表でございます。資産の部の合計、それから負債及び純資産の部の合計、共に前年比1,445万8,977円増額ということで決算を迎えているところでございます。

66 ページにお進みいただきたいと存じます。損益計算書でございますけれども、令和 3 年度は純売上高が 1 億 9,470 万 5,145 円。売上げ原価を差し引いた売上げ総利益は 8,161 万 4,866 円。これから販売費及び一般管理費を差し引き、コロナ関連支援を含む営業外収益を加えるなどし、最終的には 1 番下でございますが 1,059 万 8,747 円の利益という結果になってございます。

続きまして、67 ページでございます。販売費及び一般管理費でございますが、合計で前年度比 218 万 2,419 円減でございます。最終的に 8,391 万 3,829 円の決算となっております。

それから 68 ページ、株主資本変動計算書でございます。1 番右上の期首の純資産が 4,464 万 813 円、これに当期の純利益 1,059 万 8,747 円を加え、期末の純資産は 5,523 万 9,560 円となります。

69 ページ、こちらは個別注記表でございます。

70 ページから 75 ページは参考資料といたしまして、ニセコリゾート観光協会の本事業分と放送事業分、それぞれの貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費ということで、参考の資料としてそれぞれの部門に分けた本社事業部と放送事業部に分けた決算をつけてございます。

それから 76 ページ、今期決算に関する監査ということで、ご報告をいただいているということでございます。

最後に 77 ページでございますが、4 月 1 日現在での役員名簿及び組織図ということで記載をさせていただいているところでございます。

報告第 3 号に関する説明は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第 1 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第 3 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。  
す。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第9 報告第4号から日程第11 報告第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてから、日程第11、報告第6号 令和3年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての件までの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。議案の78ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和3年度運用状況について、別紙のとおり報告する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

79ページをご覧いただきたいと思います。運用状況報告でございます。1番の情報公開請求件数が13件ということでございました。請求年月日、請求内容、公開の区分、請求先、担当課につきましては79ページから80ページに記載したとおりということでございます。80ページの3番目でございますが、不服申立ての状況はございません。それから4番目、審査会の開催状況ですけれども、情報公開審査会で審査する案件がなかったということから、開催をしてございません。報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第10、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。議案の82ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の令和3年度の運用状況について、別紙のとおり報告する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

83ページにお進めいただきたいと存じます。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申立てについては、令和3年度はなしということで、近年これらの実績はないという状況でございます。それから5番目、個人情報の目的外利用ということですが、これが83ページから84ページにかけて8件、84ページ中ほどの外部提供が2件ということで、内容はご覧のとおりということでございます。審査会の開催状況は、審査する案件がなかったということから開催をしてございません。報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程の第11、報告第6号 令和3年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。86ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第6号 令和3年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

87ページでございます。ここに記載した8つの事業は、令和3年度内に補正をした事業でございます。それぞれ補正をした時期についてはばらばらでございますが、全て令和3年度内に補正をした事業でございます。令和3年度内にその支出が終わらないという見込みのため、令和4年度に繰り越しして実施をする事業ということで取りまとめてございます。ここでお示しする計算書は、地方自治法に基づきまして歳出予算の翌年度への繰越として、議決を経ている繰越明許費について、翌年度5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告するということになってございます。

関係上、ここに報告を申し上げるというものでございます。事業名、繰越額につきましては、87ページに記載したとおりということございまして、翌年度繰越額、令和4年度への繰越しということでございますが、これは合計で1億7,322万円ということでございます。財源内訳として、特定財源が1億6,968万5,000円。一般財源が353万5,000円となります。事業の相殺につきましては、3月定例会においてご説明をさせていただいております。いま一度ご確認をお願い申し上げます。

報告第6号に関する説明は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 今回の情報公開条例運用状況報告書に記載しております公文書不存在4件、この不存在の理由として、そもそも会議等が開催されない、もしくは資料等が作成されていないということで不存在ということなのか、それともまた廃棄等によってそのものがないということなのか、4件の内容についてお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず不存在4件でございますけども、まず4の北海道ニセコ町SDGs未来都市計画書については「作成を委託した場合には、その費用等について内容を教えてください」ということでしたが、この契約書につきましては職員が作成したので、費用がかかっておりません。そもそも不存在ということで回答させていただいております。また、6、7に関しましては運行会社がニセコバスであるということから、ニセコ町には存在していないということで報告をさせていただき、回答させていただいたところでございます。最後に13、教育委員会のほうの情報公開請求ということでございます。学校運営協議会については2015年より運営しているということでございますけども、情報の内容について保有していないということで請求に該当する事項はないということで、不存在ということで一応回答したというところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ちょっと私、手元に例規集がないので、条例に規定しているかどうかというのが定かではないんですが、たしかニセコ町が情報公開条例を制定したときには、いわゆる行政の立場ではなくて、文章が不存在であっても作成して開示するというような趣旨で条例が制定され、そして運用されてきているものだと思っております。ただ今のお話の中では、例えば最後にお話があった教育委員会の関係についても、先ほど申し上げた点に照らし合わせれば、何らかの作業を駆使して情報をお知らせできるというようなことになるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。またあわせて、ニセコバスさんの資料であるからということも確かに分かるんですが、その点も情報として提供できるものだったのではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず、資料がないときは資料を作成してでも公開するという方針はそのとおりでございます。ただ、今回4については、そもそも支出負担行為だとか入札行為の資料そのものですが、それ自体やっておりますのでないという回答したところでございます。また、6・7についてもやはり民間事業者の判断もありますので、必ずしも行政側の中で全てを判断して出すとい

うことはなかなか難しい部分もあります。相手方にも説明して不服はないということですので、一応不存在ということで回答しているところがございます。それから13については、教育委員内部の資料はちょっと私たちも見えてないんですけども、基本的には教育委員会のほうから、今回の請求に関しては学校運営等に関する意見について保有している文書ということで、学校運営等に関する意見がそもそもなかったということで、意見がないものはつukれないということですので、今回は出さなかったというところがございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 12の2004年度から2020年度の入札に関わる請求ですが、これは部分公開になっています。どの部分が非公開だったのかということ、それからこういった入札に関わって、その都度広報ニセコのページの一角に直近の入札結果の情報が載ります。ただ、ここに出ているのは入札結果で、例えばここで求めている入札者名、つまり契約に至った業者以外の申込みした業者名などはなかったと思います。私は情報公開を積極的に進める立場からすると、こういった求められているものについては、例えばホームページでその都度公開するというようなことも必要になってくるのではないかと思います。その辺についての所見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 情報公開12の2004年から2020年度全ての一般・指名競争入札による工事、委託、物品その他調達契約に関する入札等に関する電磁記録ということでしたが、ニセコ町には電磁入札等行っていませんので、全て紙で提出をさせていただいたところなんです。その中で、相手方の金融機関名だとか口座情報などは公開しなかったというところがございます。入札情報については、広報・行政報告等でお知らせしているところがございますが、今回も紙で全てのをくれということでしたので、なかなか時間かかって公開させていただいたところではあるんですが、最近大量に要求されるケースがうちばかりではなくて、他市町村、近隣の町村も全てそういう要請をされたということで、本当に必要なか必要じゃないかも含めて精査も必要になってくるかなと思いますけど、いずれにしても公開の在り方について時代的な変化もありますので、それに対応した勉強などをさせていただいて、公開の在り方を含め、今後どういうふうに公開していくべきかというところは、私たちもしっかり検討していきたいというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 私の経験っていうか、いくつかの自治体の事例で、入札に関わって、競争入札ですので何社かが札を入れるというときに、1回で落ちないということはございます。で、1回、2回、3回とそれぞれどういう金額を入れたかということも含めて、全て公開している事例があります。ですから、求めがあつてこういうふうに出ていますけども、求めがなくても公開するという何らかの手法、ホームページが一番妥当かと思っておりますけども、そういう検討もされたらいかがかと思っております。これ私のほうの意見です。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木委員のご意見ということで伺っておきますが、基本的には今後、電子入札等の技術の導入も図っていかなければいけないということは、担当とも実は話をしているところですので、そのような技術の導入において、公開の在り方についても今後基本的には積極的に進めていくような、これについては進めることで例えば談合防止だとか、そういったことにも役に立ってくるかなと思いますので、基本的にはそういう方向で検討はしていきたいというふうに思

っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 今の質問と関連する部分なんですけれども、決定内容として公開・部分公開・非公開という3種類が大きくあると思うんですけれども、まずこれの判断において条例に照らし合わせて公開されるべきかされないべきかということがまず一つあると思います。例えば部分公開の場合については、どういった理由でどの部分になったのかということと、非公開の場合、公開すべき内容ではあるけれども不存在的なため公開できないのかとか、その辺の判断基準を教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 基本的には公開するかしないかっていうところは、大きく線引きをしまして個人情報に触れるか触れないかだけでございます。今回の部分公開という部分においては、ほぼ個人情報に絡む部分は公開しない、それ以外の部分は公開しているというところで線引きをしているということでご理解いただければと思います。あと不存在的については、先ほど篠原議員からご指摘あったとおり、メモ程度でもあるのであれば、その内容について整理して出すということは、当然ニセコ町の情報公開条例の中ではしているのですが、そもそももの自体出すものがない場合については、基本的には出せないということで不存在的というふうにされます。また民間事業者さんが絡むような場合については、民間事業者さんの守秘義務等も当然ありますし、経営的な判断もございますので、そういったところは行政として出せるものは出しますけれども、出せないと判断したものについては不存在的として出すということになるかと思えます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第6号 令和3年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第12 承認第1号から日程第15 承認第4号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和

3年度ニセコ町一般会計補正予算)の件から、日程第15、承認第4号 専決処分した事件の承認について(令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の件までの4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認についてということで、以下ご説明をさせていただきます。こちらの説明については少々長くなります。ご了承くださいたいと存じます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)でございます。まず、この横長の冊子の訂正を2つさせていただきたいと存じます。大変申し訳ございません。66ページが2つございます。地方債に関する調書についてを66ページから66の2ページと訂正をさせていただきたいと存じます。次に最後のページ、一番後ろのページ、120ページとなっておりますが、122ページの誤りでございます。訂正をお願いいたします。大変失礼をいたしました。

それでは、専決処分についてご説明をいたします。まず1ページでございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、こちらは令和4年3月31日付の専決処分書でございます。

次のページ、令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,654万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,59億9,324万1,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。令和4年3月31日提出、ニセコ町長、片山健也。

承認第1号から第4号までについては、令和3年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算についてでございますけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理することで収支を見通し、基金取崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積立てなどを行う最後の補正となります。なお、この補正後の予算が令和3年度最終予算ということでございます。最初に今回専決をいたしました令和3年度一般会計補正予算の全体像についてご説明をいたします。すいません、先ほど説明に入りましたが、今回の補正の全体像について、お配りした補正予算資料No.1をご用意させていただきたいと思っております。こちらの5ページをお開きさせていただきたいと存じます。まず歳入についてでございますが、町税の決算収入見込みや地方交付税、それから国道支出金、町債などの額の確定に合わせた予算の増減を行ってございます。令和3年度の決算見込みにつきましても、町税や地方交付税の確定、それから支出予算の執行残などにより、財源として予定していましたが基金繰入金の一部3億4,155万1,000円を減額補正するということことができました。

次に歳出についてでございますが、将来の財政需要に備えて、各種基金への積立金を計上してございます。具体的には町債の償還財源を確保し、将来の安定した財政運営を行うため、右欄の下から2つ目、基金積立について3億1,196万1,000円の補正を計上してございます。はい、すいませ



ん。公共事業について事業実績に基づく3,068万5,000円から、一番下のコロナ対策を含むその他というところについての6,357万6,000円の減額まで、各種事業の減額補正を行っているというところでございます。これらの実績に基づく予算の整理、財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ2,654万円の増額補正ということになってございます。

それでは、先ほど説明をいたしました議案の6ページにお戻りいただきたいと思っております。「第1表 歳入歳出予算補正」の内容でございます。歳入が6ページから8ページ、歳出が9ページから10ページに載せてございます。

それから12ページにつきましては、「第2表 地方債補正」でございます。以下12ページから14ページにかけての12件の事業については、各々左側、変更前の欄に記載した限度額を減額いたしまして、右の欄、変更後の起債の限度額に変更をしております。なお、利率・償還の方法など限度額以外の項目についての変更はございません。このほか地方債については、先ほどちょっと訂正をさせていただきました66の2ページにも現在高に関する調査を掲載してございます。こちらは後程ご覧いただきたいと存じます。15ページに進んでいただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。16ページについては歳出でございますが、今回の補正額合計2,654万円の増額の財源内訳ということで、国の支出金が3,543万8,000円の減、それから地方債が3,160万円の減、その他特定財源が1億9,072万3,000円の減額。一般財源では2億8,430万1,000円の増額という構成でございます。

それでは、歳出よりご説明をいたしますので、44ページをお開きいただきたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前12時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） それでは、午前にも引き続きまして一般会計の歳出からということで、44ページからのスタートとなります。よろしくお願いたします。なお、入札による執行残、それから事業確定による執行残などにつきましては、金額を省略させていただく場合もございます。また、表の一番右側の説明欄に記載のない事項につきましては、表中央の欄、財源内訳の変更で歳入の補正予算に伴う財源充当の変更のみとなっておりますので、こちらについては詳しい説明を省略させていただき、財源調整として報告をさせていただきたいと思っております。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入が入ったものや基金を繰入しなくてよくなったもの、中には収入が見込みより少なかったものなどありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解いただければと存じます。

それでは歳出の44ページでございます。1款1項1目議会費全体で209万7,000円の減額については、いずれもコロナ禍による事業の縮小や中止によるものでございます。8節旅費は要請活動の縮小、及び研修の禁止、その下のバス借上料から羊蹄山麓町村正副議長研修視察負担金及び後志町村議会議長会研修視察負担金についても研修の中止による減額でございます。

45 ページ、2 款総務費、1 項 1 目 18 節の北海道自治体情報システム協議会負担金 65 万 9,000 円の減額。道内会員市町村と行政システムの開発や保守を共同で行っておりますが、3 年度に行ったセキュリティ機器更新費用の確定などから実績による減額でございます。

3 目交通安全費、これについては財源調整でございます。

4 目、基金積立金の 24 節社会福祉事業基金積立金及びふるさとづくり基金積立金については、3 月定例会以降 3 月末までの新たな寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。また、当該 2 つの基金を含む全 8 つの基金等積立金についてはそれぞれ記載のとおりでございます。また、全部で 3 億 1,196 万 1,000 円を積立させていただきます。別冊の補足資料の 2 ページをお開きいただきたいと思っております。ただいまの積立金を含みます一般会計の基金残高、こちらは表の一般会計の小計一番右にあるように 17 億 5,811 万 6,000 円となります。その他基金残高の推移については参考としていただきたいと存じます。

お戻りいただきまして 45 ページの 5 目文書広報費、18 節日本ハムファイターズ連携事業補助 100 万円の減額は、コロナ関連で事業が未執行となったということでございます。

6 目企画費、46 ページ、1 節報酬の会計年度任用職員報酬 71 万 8,000 円の減額は、国際交流員について任期満了前の退任が 1 名あり、また、コロナ禍により後任の着任までに時間を要したことによる減額でございます。その下、手数料 84 万 2,000 円の減額。ふるさと納税を告知するポータルサイト掲載等手数料ですが、このサイトを経由しない寄附も多かったことから、サイトの掲載等手数料を減額するものでございます。その下、デマンドバス運行事業補助 831 万 1,000 円の減額は、運行会社に対する国の補助上限額の改定、それと担当事務員の一部を地域おこし協力隊で補ったことによるものでございます。

7 目地域振興費は、地域おこし協力隊経費ですが、1 節報酬の会計年度任用職員報酬 1,483 万 2,000 円の減額。これは当初見込みより隊員採用数が少なかったということによるものでございます。その下、その他謝礼 75 万円の減額。協力隊面接時の来庁交通費について、コロナ禍でオンライン面接に切替えたということが減額の理由でございます。その下、地域おこし協力隊活動・募集支援業務委託料 150 万 3,000 円の減額は、当初見込みより採用数が少なかったということで、こちらもそれによる減額です。その下、地域おこし協力隊活動費補助 1,840 万 3,000 円の減額、これは先ほど申し上げております採用数減により、家賃補助の実績が減額になったということでございます。

8 目自治創生費、16 節 N I S E K O 生活・モデル地区整備用地購入費 196 万 4,000 円の減額は、用地造成を進めております当地を走る進入路や隣接地との間の財務局所有地について、町で購入した際の入札執行残ということでございます。その下、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助 180 万 8,000 円の減額、実証運行しているスキー場と市街地を結ぶ周遊バスについて、コロナ禍を踏まえ運行日数の見直しを行ったということが減の理由でございます。

11 目庁舎管理費、10 節燃料費、こちらは実績による減額。

12 目財産管理費、11 節廃棄物処理手数料 55 万円の減額は旧庁舎の解体に伴うものですが、解体を令和 4 年度にしたために減額をしているということでございます。

16 目地域コミュニティセンター費は財源調整。

それから 47 ページでございます。17 目職員給与費も財源調整。

20 目庁舎等整備費、14 節の新庁舎電話設備設置工事、こちらは入札執行残でございます。その下、事務用品費はこちらも執行残。

その下、21 目 10 節と 13 節はいずれも財政共通の印刷製本費、それから複写機使用料の執行残ということでございます。

22 目の式典費も財源調整ということでございます。

23 目新型コロナウイルス特別対策費、18 節消費喚起プレミアム商品券発行事業補助、これにつきましては観光客向けに 6,000 円分を 5,000 円で 1 万 4,000 セット販売いたしましたが、これ及び商品券発行事業、町民向け 5,000 円の商品券というところで発行いたしますが、これも実績による減ということでございます。

24 目 18 節の臨時特別給付金、住民税非課税世帯等 10 万円というものでございました。こちらは実績による減です。

2 項 2 目賦課徴収費は財源調整。それから 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、こちらの 48 ページ、12 節の通知カード・番号カード発行委託料 106 万 9,000 円の減も事業実績により委託料を減額したというものでございます。18 節の北海道自治体情報システム協議会負担金 66 万円の減額、マイナンバー導入に伴う戸籍及び住民基本台帳システムの共同改修費の実績残ということでございます。

4 項 3 目衆議院議員選挙費は財源調整です。

49 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、12 節の健康診断委託料 231 万 6,000 円の減額。19 節の介護給付等給付費まで、実績による減ということでございます。

2 目老人福祉費、12 節の配食サービス事業委託料も対象者の減による減額。その下、生きがい活動支援通所事業委託料は実績がなく、全額減額。その下 19 節の老人福祉灯油特別対策扶助は対象者減による減額でございます。

それから 3 目後期高齢者医療費、12 節健康診断委託料から 27 節後期高齢者医療特別会計繰出金まで対象者の減、または実績による減額ということでございます。

2 項児童福祉費、50 ページ、1 目児童措置費、18 節の子育て世帯臨時特別特例給付金、2,105 万円の減額は、18 歳以下の子がいる世帯に対し、所得要件によって子 1 人あたり 5 万円の給付、及び 10 万円の給付を行った事業ですが、実績から減額ということでございます。その下、19 節の未熟児医療費は対象経費の減による減額ということでございます。

2 目児童福祉施設費、こちらは財源調整です。

51 ページ、4 款 1 項 1 目 12 節の健康づくり計画策定業務委託料、こちらは入札減。その下、27 節の簡易水道事業特別会計繰出金 1,192 万 5,000 円の減額は、簡易水道特別会計全体の執行額の確定に伴う減額ということでございます。

2 目予防費、7 節新型コロナワクチン接種協力謝礼 58 万 7,000 円の減額。当初ワクチン接種時間について診療所の時間外に行う想定をした謝礼を予算化しておりましたが、実績から減額となったものでございます。12 節の大人向け予防接種業務委託料 60 万 3,000 円の減額から、1 番下の助産師訪問産後ケア業務委託料合わせて 481 万 1,000 円の減額は、予防接種件数の減によるというものでございます。13 節接種管理システム使用料 52 万 8,000 円の減額は、利用者数による使用料設定のため。接種対象者の拡大により増額補正をいたしましたが、当初契約の範囲内でこのシステムの利用ができるということとなったため、減額補正をしたものでございます。その下、自動車借上料 81 万 8,000 円の減額。コロナワクチン接種時の移動困難者の送迎ですが、実績が当初見込みより少なかったというものです。

3 目 18 節の合併処理浄化槽設置整備事業補助 447 万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の

影響で木材等の価格が高騰したため、当初予定していた住宅建設がキャンセルとなったことから、浄化槽設置補助対象者が減ったためということによる減額です。ちなみに、18件の予定だったものが8件となったということでございます。

7目環境対策費、52ページでございます。10節の印刷製本費132万6,000円の減額は、当初予定していた(1)再生可能エネルギーの適正な促進に関する条例、(2)自転車の適正な利用を促進する条例、この周知パンフレットの印刷業務の見直しを行い、広報紙やホームページなどで代用の上、チラシについては必要に応じて自前作成をしたということによる減額でございます。また、開発案件に関するパンフレットについても、職員による自主作成それから役場での印刷としたため、予算不要となったということによる減額でございます。

それから、2項2目12節羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料534万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大によって経済活動が低下し、可燃ごみの排出量が減少したことによる減額でございます。その下、堆肥センター生ごみ・下水道汚泥処理負担金122万3,000円の減額は、同じ理由から生ごみの排出量が減少したことによる減額です。

53ページ、6款1項1目は財源調整。

その下3目18節の農業次世代人材投資資金112万5,000円の減額は、新規交付予定者が減となったため、交付金実績減によるものでございます。

5目草地管理費、13節トラクター借上料31万8,000円の減額は、集約草地に使用するトラクター借上料の実績減によるものでございます。

6目18節の農業用水路等用地確定支援事業補助の90万円の減額は、元町・近藤地区で農業用水路など用地確定事業を予定しておりましたが、用地確定作業が令和4年度になったため、今年度の予算計上を全て減額したということでございます。その下、中心経営体農地集積促進事業交付金1,863万6,000円の減額。事業量が確定し、事業対象面積が減ったためによるものでございます。その下、27節農業集落排水事業特別会計繰出金84万6,000円の減額は、事業確定に伴う減額ということ です。

8目18節グリーンパートナー推進協議会事業補助50万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大のため、推進協議会が開催を予定していた交流会を中止としたということによる減額でございます。

11目土づくり対策費、10節消耗品費、その下、完熟堆肥流通促進事業補助はいずれも実績による減額です。

2項林業費、54ページ、1目18節の有害鳥獣駆除対策事業補助も実績減でございます。

その下、2目町有林造成費は財源調整でございます。

55ページ、7款商工費、1項1目18節の商工業振興事業補助307万円の減額は、職員配置による給与等の実績、それからコロナ禍による綺羅キラ市の開催内容の見直しなどによる実績減ということでございます。その下、ポイントカード普及拡大事業補助、こちらも実績減。にぎわいづくり起業家等サポート事業補助は、1件の申請取下げを含む実績減でございます。

2目観光費、8節普通旅費64万6,000円は、コロナ禍による予定していた出張等が中止、あるいはオンライン対応になったことによる減額。その下、10節の光熱水費38万6,000円の減は、道の駅や五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の電気料、下水道料の実績による減。その下18節のニセコ観光圏協議会負担金416万8,000円の減は、協議会事業の実績減及び一部事業

において内閣府の交付金であるG S T C事業に振替えて実施することによるものでございます。その下、持続可能な観光モデル市町村協議会負担金 60 万円の減額は、G S T C持続可能な観光のG S T C事業構成自治体による共通プログラムについて、こちらもコロナ禍により事業の一部オンライン化、または中止の対応となったことなどにより、各自治体の負担金の減によるものでございます。その下、全国フットパスの集いニセコ開催支援事業補助 80 万円の減、及び全国フットパスの集いシンポジウム開催支援事業補助 270 万円の減は、いずれもコロナ禍での大会中止による全額減額ということでございます。その下、観光振興事業補助 124 万 3,000 円の減額は、対象補助対象イベントの中止による減。その下、北海道産直フェア実施事業補助 40 万円も都内で開催予定だったフェアの中止ということです。その下、ニセコハロウィン事業補助 60 万 8,000 円の減。こちらはオンライン開催への切替えなど、規模を縮小したということです。その下、サステナビリティ・コーディネーター事業補助 174 万円の減は、持続可能な観光を進めるためのコーディネーターを商工観光課に配置しておりましたが、活動旅費など会議や研修が中止、またはオンラインに切りかわったということによる事業補助金の減額でございます。

56 ページ、3 目消費行政推進費、18 節羊蹄地域消費相談体制運営負担金 104 万円の減は、羊蹄地域消費生活相談窓口の運営について、今年度北海道の補助金の活用が図られたことにより、各町村の負担金を減額、ニセコ町も減額ということでございます。

それから 57 ページ、8 款土木費、1 項 1 目 12 節分筆測量業務委託料 65 万 4,000 円の減。こちらは宮田川用地確定測量委託業務の実績による減、及び当初想定した分筆測量を実施しなかったということによる減額補正でございます。その下、16 節の道路・河川用地購入費 110 万 8,000 円の減。同じく宮田川用地の購入費実績による減、及び町道用地購入が生じなかったということによる減額をさせていただきます。2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費は財源調整。

2 目 14 節の道路補修工事 31 万 5,000 円の減は、融雪後に備え、損傷舗装を補修するための予算を確保しておいたものの、損傷が想定より少なく、補修量が減ったためということでございます。その下、道路排水施設補修工事 13 万 6,000 円の減は、道路遮断工設置工事による設置業務の実績によるものです。

3 目除雪対策費は総額で 447 万 7,000 円の減額。10 節需用費の光熱水費は、町内 3 か所のロードヒーティング電気料の実績減、その下、12 節の町道等除雪委託料も実績減。14 節ロードヒーティング改修工事、ミルク工房へ向かう町道 1 号線のロードヒーティング改修工事の実績減。その下、18 節生活道路除雪費補助についても、実績による減ということでございます。4 目 12 節の町道役場前通歩道整備施設設計業務委託料 1,391 万 5,000 円の減。こちらは令和 3 年度については国の査定により補助がつかなかったため、全額減額といたしました。58 ページ、21 節の工事補償金 54 万 4,000 円の減。その下、5 目 14 節の橋梁改修工事 154 万円の減。いずれも工事实績によるものです。

4 項 1 目公園費は財源調整。

58 ページの中程、5 項都市計画費、1 目 18 節は合わせて 78 万円の減額で、綺羅街道への新規出店の際などに支援する綺羅街道突き出し看板設置補助金、及びその下、3 戸以上の地縁で景観保全や環境美化等に関するルールを作る団体を支援する景観条例コミュニティ協定事業補助、いずれも申請件数の減による減額ということです。

6 項 1 目 27 節の公共下水道事業特別会計繰出金 303 万 8,000 円の減は、特別会計全体の執行額確定に伴う減額。

それから7項住宅費、1目住宅管理費44万1,000の減。まず11節の手数料は、公営住宅の管理に係る簡易作業を依頼する手数料。それからその下、14節の公営住宅営繕工事は公営住宅の様々な修繕についての予算ですが、いずれにしても実績による減ということでございます。

それから59ページ、2目14節の公営住宅個別改善工事166万5,000円の減は、綺羅団地長寿寿命化で実施した工事の執行残。

3目18節は全体で1,250万円の減。こちらの住宅改修等支援補助につきましては、一般住宅の断熱と改修に対する支援の執行残。その下、環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助は、省エネ等に配慮した民間集合住宅の建設補助ですが、こちらでも執行残ということでございます。

それから60ページは消防費の財源調整でございます。

61ページ、10款教育費、1項1目9節の教育委員会交際費32万1,000円は執行残。

それから、4目11節の手数料74万5,000円は教職員健康診断受診実績ということなのですが、これも執行残でございます。その下、13節のデータセンター使用料90万1,000円の減額は、小・中学校の校務支援システム導入が12月であり、データ使用料の支払いも12月からとなったため、減額補正をしたものでございます。その下、バス借上料577万1,000円の減額。こちらはコロナ禍の学級閉鎖等により、スクールバスの運行実績、あわせてスクールバス以外の行事等の未実施による借上バスの減による補正でございます。

2項小学校費、1目14節の近藤小学校校舎等増築工事費1,387万8,000円の減。これは入札減によるものです。

2目教育振興費は財源調整。

3項中学校費、1目は財源調整でございます。

左欄の一番下の2目教育振興費、11節の手数料34万5,000円の減は、コロナ禍により中学校の文化的・活動鑑賞事業が未執行となったことによる減。その下、19節の要保護準要保護生徒就学援助費扶助155万9,000円の減額。該当者が当初予定より少なかったということでございます。

それから62ページ、4項高等学校費、2目10節の修繕費は高校農場のトラクター修繕に大きな費用がかからなかったということによる減額。

3目18節の負担金補助及び交付金は全額で699万5,000円の減で、高等学校教育研究会・協議会参加補助は、コロナ禍で参加予定だった研修会等が中止となって減。それから生徒通学費補助は、当初見込みより寮生帰宅交通費補助の補助対象が少なかったということ。それから海外農業・観光研修生派遣費補助から高等学校研修旅行補助までについては、いずれもコロナ禍で海外渡航や国内研修受入れが中止となり、また大会も中止、研修先も海外から国内に変更したということによる減ということでございます。

5項幼児センター費、1目10節の賄材料費の66万1,000円の減。こちらはこれまで幼児センター給食業務受託事業者が行ってございました賄材料費の事業者への支払いを、幼児センターが直接支払いを行う方式に変更したことで、賄材料費の取りまとめに係る費用の削減効果が図られたということによる減額補正でございます。その下18節の施設等利用給付費負担金44万8,000円の減は、認可外保育所利用予定の幼児が利用しなかったということによる減額。

6項社会教育費、63ページ、1目社会教育総務費は全体で535万6,000円の減額。まず7節の放課後子ども教室安全管理者等謝礼は、管理員の人数減による減額。それから8節特別旅費は公営塾について、コロナ禍により事業の一部中止による減額。11節講演料は青少年芸術鑑賞会の中止によ

るもの。13 節バス借上料はコロナ禍による社会教育関連事業の一部中止によるもの。18 節文化協会事業を補助及び青少年交流事業補助も、コロナ禍による事業中止によるものでございます。

2 目有島記念館費全体では 314 万 5,000 円の減額で、7 節講師謝礼は講演会等の中止によるもの。その下、12 節の曾我地区歴史本作成業務委託料はコロナ禍により取材などが抑制されたため、本の製作を令和 4 年度以降としたためということでございます。その下、13 節の展示借上料は、コロナ禍で一部展示が次年度以降に延期となり、作品借上借用料が不要となったことによる減。15 節の公園管理用原材料は、仕入れ元のニセコ高校の登校日数が抑制されたことなどの結果、ラベンダーの栽培が記念館の花壇に見合う数量を確保できなかったこと、大雪によりブドウ棚が崩壊してブドウの植樹ができなかったこと、これらによる減ということでございます。

3 目学習交流センター費は財源調整。

7 項 1 目保健体育総務費は全体で 689 万 1,000 円の減ですが、まず 7 節の起債事業についても、いずれもコロナ禍による事業縮小・中止による減ということになっております。64 ページでございます。11 節の受講料から 18 節の町民スポーツ大会もコロナ禍による事業中止・縮小等による減額ということでございます。

2 目の体育施設費は財源調整でございます。

4 目総合体育館費は 113 万 1,000 円の減額。10 節の燃料費は実績。その下の総合体育館営繕工事は、並行して実施をしておりました施設改修等の調査結果を踏まえ、今後の電気設備をその更新時にあわせて実施するとしたため、減額をしているというものでございます。

5 目、運動公園費は財源調整でございます。

65 ページ、11 款 1 項 1 目 18 節の農地等災害復旧単独事業補助 30 万円の減額は事業該当なく、全額減額ということでございます。

66 ページ、12 款 1 項 2 目 22 節の町債償還利子 689 万 9,000 円の減額。こちらは令和 2 年度の起債借入れについて、低金利で行うことができたことによる減額補正ということ。その下、一時借入金利子 54 万 5,000 円の減額は、収入支出状況を的確に把握するなど資金運用を効率的に実施し、一時借入金の借入れを抑制できたためということによる減額でございます。

歳入に入ります。17 ページにお戻りいただきたいと思えます。1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節の現年課税分 7,630 万 1,000 円の増。それから、2 節滞納繰越分 45 万 9,000 円の減を計上しております。コロナ禍による減収を見込んでおりましたが、実績により増額となったということでございます。滞納繰越分は実績減ということ。す。

2 目法人、1 節の現年課税分は 1,432 万 5,000 円、それから 2 節滞納繰越分は 33 万 4,000 円、いずれも増額計上でございます。

2 項 1 目固定資産税、1 節の現年課税分 7,363 万 6,000 円の増額。それから 2 節滞納繰越分 21 万 7,000 円の減額で計上しています。固定資産税の増額は課税収納実績による増額で、内訳は新築家屋の増加による土地の宅地評価の増によるものです。また、新築家屋が見込みより増えたことによる増額。あわせて事業者の償却設備の新規取得による増額となっています。なお、収納率は 98% から 99.95% に上昇したということも増額の要因となっております。

それから、3 項軽自動車税、1 目環境性能割、1 節の現年課税分 47 万 4,000 円の増。令和 2 年度より創設されたこの税制については、当初計上していたよりも実際に課税対象となる車両の登録数が多かったということによる増額でございます。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、1 節現年課税分 820 万 1,000 円の増計上ということでございます。課税標準本数の増による増額の補正ということでございます。

5 項 1 目入湯税、1 節現年課税分 14 万 3,000 円の減額はコロナによる宿泊の減ということが影響しております。

19 ページ、2 款地方譲与税から 26 ページ、10 款中央特例交付金まで、各項目の額の確定による補正ということでございます。

27 ページ、11 款地方交付税は 1 億 2,208 万 3,000 円の増額補正。特別交付税の増額によるものでございます。特別交付税については、地域おこし協力隊の増員、地方創生推進交付金事業、特殊財政需要額の増などが要因となっております。

続きまして 28 ページ、13 款 1 項 1 目ニセコこども館運営費負担金 111 万 8,000 円の減は、当初見込みより要保護・準要保護認定世帯数が多かったこと、利用人数等の実績に伴う負担金の減ということでございます。

2 目 2 節児童福祉費負担金 27 万 7,000 円の減で、幼児センター保育料（長時間）でございしますが、これは実績による減。それから一時保育料は対象者を拡大したということによる増でございします。

29 ページ、14 款使用料及び手数料、1 項 3 目農業水産業使用料、1 節草地使用料 72 万 3,000 円の減額は、入牧頭数の減少による減額ということです。

4 目土木使用料、2 節住宅使用料は合わせて 231 万 5,000 円の減。いずれの住宅も前年度ベースに基づき当初予算を見込んでいましたが、使用実績の減による収入減でございします。

5 目教育使用料、1 節高等学校授業料、3 節有島記念館入館料及び 6 節運動公園使用料は、コロナ禍による休校や入館者の減ということの実績でございします。

2 項手数料、1 目 2 節の税務証明手数料は発行数の実績でございします。

それから、2 目民生手数料、1 節在宅老人支援手数料も実績による減ということでございします。

30 ページでございします。3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料 314 万円の減額。コロナ禍により経済活動が停滞し、指定ごみ袋の交付枚数が減少したということでございします。

31 ページ、15 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節から 3 節の保険基盤安定負担金から 3 つ下の未熟児養育医療国庫負担金は、国負担分の給付実績等によるものでございします。

2 目 1 節子育てのための施設等利用給付費負担金 22 万 6,000 円の減は、認可外保育施設の利用を予定していた児童が利用しなかったことによる減額補正。

それから 3 目 1 節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 64 万 1,000 円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種業務の予防接種及び予診に対して、財源となる国庫負担金の実績による補正ということでございします。

2 項国庫補助金、1 目 1 節は合わせて 945 万 4,000 円の減額。通知カード・番号カード発行委託料補助金から 2 つ下の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金まで、補助事業の実績による増減を補正するというものでございします。

2 目民生費国庫補助金の 32 ページ、1 節障害者地域生活支援事業費補助金 240 万 4,000 円の減、その下子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金は補助事業の実績ということでございします。

3 目の衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金は、コロナ禍により木材などの価格が高騰したため新築を予定していた住宅がキャンセルとなり、浄化槽の設置基数が



減り交付金が減少したものであることとごさいます。その下、がん検診推進事業補助金は予算科目計上誤りによる増額補正でございませう。

4 目土木費国庫補助金については、補助金の確定に伴い道路橋梁費補助金及び住宅費補助金について、合わせて社会資本整備総合交付金 897 万 7,000 円を増額補正としたものでございませう。

5 目教育費国庫補助金では、1 節特別支援教育就学奨励費補助金の減額、その下 4 節の子ども・子育て支援交付金の増額、合わせて 23 万 1,000 円の増額、こちらはいずれも補助金の実績ということとごさいませう。

3 項 3 目 1 節の国営土地改良事業委託金も事業実績ということとす。

33 ページ、16 款道支出金、1 項 1 目 1 節の障害者給付費負担金から、2 項道補助金の 33 ページ下、4 目 1 節の農業委員会等活動促進事業交付金 86 万円の増まで、同補助金の実績により記載の負担金及び補助金の増減を補正するというものでございませう。

34 ページにつきましても、主に事業実施に伴う実績による予算を増減しております。主なものは中ほど上、5 目 1 節の消費者行政活性化事業補助金 513 万 8,000 円の増。こちらは消費生活相談員の給与等について、道の補助金が活用できることとなったことから補正するというものです。

2 つ下、6 目 2 節保育料軽減支援事業費補助金 13 万 7,000 円の増は、保育料軽減対策の所得階層に多子世帯が多かったという実績から増額となっております。その下、3 節の地域づくり総合交付金は、歳出でもご説明した曾我地区歴史本作成業務について、本の作成を令和 4 年度以降としたため、該当する補助金を減額しております。

35 ページ、2 目 1 節の国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託金 36 万 2,000 円の増は、北海道との換地委託業務について業務数量が増加したことによる増額補正でございませう。

36 ページ、17 款 1 項 1 目 1 節の町有地貸付料 18 万 8,000 円の増額は、新幹線建設に伴う町有地の貸付を行ったことによる補正ということとごさいませう。その下、2 節合わせて 69 万 2,000 円の減額。これは職員住宅及び教職員住宅の入居実績による減額補正でございませう。

それから、2 項 2 目 4 節の国営事業客土材売却収入 116 万 9,000 円の増額。これらは売払数量の確定に伴う増額ということとす。

37 ページ、18 款 1 項 2 目 2 節ふるさとづくり寄附金では、ポータルサイトの拡充及び返礼業務等の外部委託の効果により、寄附件数及び寄附額が増となったための増額でございませう。その下、企業版ふるさとづくり寄附金は 3 月定例会以降に新たに寄附 1 件 10 万円、ニセコミライ街区事業に対する寄附があったことによる補正ということとす。

38 ページ、19 款繰入金、1 項基金繰入金。決算見込みから 5 つの基金について基金を取崩し、歳入に繰入れする予定、これを解消しております。

下から 2 番目の 6 目ふるさとづくり基金繰入金と 1 番下の 7 目庁舎建設基金繰入金については、一部解消でございませうが、それ以外の 1 目財政調整基金繰入金 1 億 9,000 万円の減から 5 目地域福祉基金繰入金 2,600 万 1,000 円まで、基金繰入れを全額解消し減額補正しております。

39 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金は 1 億 4,652 万 3,000 円とごさいませうして、令和 2 年度からの繰越金の実績による増額補正となっております。

40 ページ、21 款諸収入、1 項 1 目延滞金については、滞納者の収入実績増に伴い、町税滞納金 21 万 9,000 円増額ということとなっております。

3 項貸付金元利収入、1 目 1 節高額療養費貸付金収入は貸付実績がなかったということにより、

全額減額ということでございます。

それから4項受託事業収入、2目後志広域連合受託事業収入、1節の健康事業受託収入では、国民健康保険被保険者の検診実績に伴う、後志広域連合からの事業受託収入の減による307万3,000円の減額ということでございます。

5項3目1節の労働保険、厚生保険納付金413万2,000円の減額は、職員等給与の支給額の確定に伴う減額でございます。

4目雑入、4節検診等一部負担金11万5,000円の減額から、41ページの上から2行目、未熟児医療費一部負担金92万7,000円の減額まで、対象者・医療費等の減、及び実績がなかったということから減額するというものでございます。それから7節の使用電気料につきましては、旧宮田小学校において北海道開発局小樽開発建設部後志中部農業開発事業所が使う電気について、実績による減ということでございます。23節雑入は事業実績によるもので、合わせて2,151万1,000円の減額補正ということでございます。

それから42ページから43ページにかけては、22款町債において入札執行残など、事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定により、各事業債を借入実績に合わせて減額更正するというものでございます。金額は全体で3,160万円ということでございます。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。67ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求め。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

69ページにつきましては、3月31日付の専決処分書でございます。

71ページでございます。令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。令和3年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,648万1,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをご覧くださいと思います。72ページ、73ページが「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

74ページ、75ページが補正予算事項別明細書の総括でございます。75ページの歳出のほうをご覧くださいと思います。今回の補正額748万1,000円の増額ということですが、財源の内訳につきましてはその他で415万8,000円の減額。一般財源で1,163万9,000円の増額ということでございます。

まず80ページの歳出をご覧くださいと思います。1款総務費、1項総務管理費、2目18節後志広域連合負担金764万円の減額は、広域連合支援員の国庫補助金の確定によるというものでございます。

81ページ、3款基金積立金については、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、基金積立金1,620万

円を増額しております。

82 ページ、4 款諸支出金については、実績による減額でございます。

歳入の説明をいたしますので 76 ページをご覧くださいと思います。76 ページ、1 款国民健康保険税、1 項 1 目 1 節医療給付費分現年課税分 13 万 2,000 円の減額から、1 番下 4 節の医療給付費分滞納繰越分 79 万 4,000 円の減額まで、収納額の確定により減額または増額計上しているというものでございます。

77 ページ、3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金については、全体で 57 万 7,000 円を増額補正でございます。保険基盤安定繰入金から財政安定化支援事業繰入金について、事業実績に補正を行っております。

2 項 1 目 1 節国民健康保険基金繰入金については、国保会計の決算見込みから基金繰入金を全額解消することにより、420 万円の減額補正となっております。

78 ページ、4 款繰越金は令和 2 年度会計が確定したことによる前年度繰越金 97 万 3,000 円を増額補正。

79 ページ、5 款諸収入については全体で 1,066 万 6,000 円を増額補正。

1 項 1 目 1 節延滞金の保険税延滞金（一般分）も実績による増額。

その下、3 項 1 目 1 節の後志広域連合過年度精算還付金についても、実績により後志広域連合からの還付金があり、これを増額補正するものでございます。

承認第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 14、承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）。83 ページをご覧くださいと存じます。

承認第 3 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

3 月 31 日付専決処分書が 85 ページです。

87 ページをご覧くださいと思います。

令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。令和 3 年度ニセコ町の簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4,216 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,715 万円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。令和 4 年 3 月 31 日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをご覧くださいと思います。88 ページから 89 ページまで「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

90 ページ、「第 2 表 地方債補正」でございます。簡易水道事業において記載をしております 2 つの事業ですが、こちら表の左側、変更前に記載の限度額、変更前の起債の限度額について、簡易水道事業債においては 3,940 万円を減額して、右側の欄 1 億 9,710 万円にいたしました。また、公営企業会計適用債においては 50 万円を減額し、右側の 700 万円にそれぞれ変更しております。そのほか起債の利率等の変更はございません。それから関連する地方債については参考というこ

とですが、先ほど訂正をさせていただきました最後の 102 ページにも、現在高に関する調査があります。この調書を後ほどご覧いただきたいと存じます。

91 ページからは補正予算事項別明細書の総括でございます。92 ページ、歳出の欄をご覧いただきたいと思います。今回の補正額合計 4,216 万円の減額、こちらの財源内訳につきましては国庫補助金 47 万 1,000 円の増額、それから地方債で 3,990 万円の減額、その他財源で 994 万 8,000 円の増額、一般財源では 1,267 万 9,000 円の減額という内訳でございます。

まず、98 ページの歳出をご覧いただきたいと思います。2 款管理費、1 項 1 目では合計で 116 万 1,000 円の減額。11 節手数料は、水道の臨時水質検査回数が予定より少なく済んだということによる減額。その下 15 節量水器については、住宅等の新規物件が予定より少なかったということによる減額です。

99 ページ、3 款 1 項 1 目 12 節は全体で 1,803 万 1,000 円の減額。簡易水道変更認可設計業務委託料は入札減。水道施設実施測量設計業務委託料は、ニセコ地区新水源井戸の水量不足などに伴う水源ポンプ場の実施設計委託業務の見送りによる執行残ということでございます。14 節は全体で 2,129 万 3,000 円の減額で、曾我地区簡易水道配水管更新工事は入札による減、その下の水道施設防水改修工事も入札による減。水道施設拡張工事は市外地区新井戸整備に係る整備工事及び削井工事、トンネル工事ですね、その削井工事の入札減。水道施設更新工事は曾我第 2 配水地増圧ポンプ等工事の入札減。水道施設拡張準備工事は、市外地区配水地周辺の配水管調査工事が予定より小範囲で完了、及びニセコ地区新水源井戸の予定箇所であった取付道路舗装工事の取りやめによる減ということでございます。

100 ページに移っていただきたいと思います。4 款 1 項 2 目 22 節の町債償還利子 75 万 4,000 円の減額は、当初予定より低金利で事業を進められたことによる減額。

101 ページ、5 款 1 項 1 目 28 節の予備費 92 万 1,000 円の減額は、予備費の活用が少なかったということによるものでございます。

続きまして歳入のご説明をいたします。93 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 1 節の現年計量給水使用料金は、水道使用料の収入額が当初見込より減ったということに伴う 75 万 4,000 円の減額。

94 ページ、2 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道事業国庫補助金は、曾我地区簡易水道配水管更新事業の確定に伴い 47 万 1,000 円の増。

それから 95 ページ、3 款繰入金については、簡易水道事業特別会計の事業費確定に伴い 1192 万 5000 円の減額補正。

96 ページ、5 款諸収入では、消費税還付金が発生したことに伴う 994 万 8,000 円の増額。

97 ページ、6 款町債では 4 つの簡易水道事業債の合計 3,940 万円の減額。こちらについてはいずれも事業の確定に伴うもの。その下、2 節公営企業会計適用債 50 万円の減額は、起債額の確定に伴う減額でございます。

承認第 3 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 15、承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）についてでございます。103 ページでございます。

承認第 4 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3

項の規定により報告し承認を求める。令和4年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページは3月31日付の専決処分書でございます。107ページをお開きください。

令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。令和3年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ501万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,081万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月31日、ニセコ町長片山健也。

次のページでございます。108ページ、109ページは「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

110ページ、「第2表 地方債補正」でございます。公共下水道事業において起債をしている2つの事業について、先ほどと同様ですが表の左側、変更前の起債の限度額について、公共下水道事業債においては200万円の減額。右側の欄を730万円にいたしております。また、公営企業会計適用債においては30万円を減額し、右側の470万円にそれぞれ変更しております。利率等の変更はございません。それから関連する地方債については、こちらの最後の222ページにも現在高を記載しているということでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

では、111ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。112ページに歳出がございます。今回の補正額合計501万円については、国道支出金が70万円の減額、地方債が200万円の減額、その他財源で10万円の減額、一般財源で221万円の減額となっております。

119ページをご覧いただきたいと思っております。2款1項1目12節の公営企業会計移行業務委託料38万6,000円の減額は、水道事業とともに下水道事業についても国の要請により公営企業会計を導入しなければならなくなり、現在移行準備の一部を委託しており、その事業の確定に伴う減額ということでございます。

120ページ、3款1項1目12節の委託料は全体で262万4,000円の減額。いずれも起債事業費の確定に伴う執行残ということでございます。

その下、14節の公共下水道汚水柵設置工事150万円の減は、令和3年度は工事の執行がなかったということで、全額減額補正ということになってございます。

121ページ、5款1項1目28節の予備費50万円の減額は、活用案件がなかったということで減額をしております。

歳入について、113ページをご覧いただきたいと思っております。1款1項1節の公共下水道事業分担金現年度分は、下水道区域での下水道への新規接続件数が当初予定より少なかったということによる減額でございます。

114ページ、2款1項1目1節の現年下水道使用料が当初見込みより多かったということによる73万2,000円の増額。

続いて115ページについては、3款社会資本整備総合交付金など70万円の減額は事業費の減による事業費の確定によるものでございます。

116ページ、4款繰入金は下水道会計の決算による繰入金303万8,000円の減額。

117ページ、5款繰越金は前年度繰越金39万6,000円の増額ということです。

118ページ、7款1項1目公共下水道事業債、1節では2つの公共下水道事業債の合計200万円

の減額については、いずれも事業確定に伴う減額ということです。その下、3節の公営企業会計適用債30万円の減額は、起債額の確定に伴う減額ということでございます。

承認第1号から第4号の説明は以上でございますが、専決処分しました令和3年度補正予算に係る各会計の総括表及び一般会計、各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組み、こちらにつきましては別冊の補正予算資料No.1というところに取りまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 3項目ほどお願いいたします。最初に49ページ、民生費の社会福祉総務費、それから老人福祉費のところですか。先ほどの説明でも全て実績による精算といいますか、それによる残というふうに伺いました。それで例えば1目の社会福祉総務費、19節扶助費の残額、2目老人福祉費の委託料の配食サービスとか扶助費の老人福祉灯油特別対策扶助費、こういったものの残の性格なんですけれども、こういった扶助に対する有資格者といいますか、申請すれば受けられるという方たちに対する扶助だと思いますが、こういった残額が出ている理由として、例えば条件を満たしてる方が少なかったのか、満たしていても申請することができなかった、あるいは知らなかったということによる残がこれだけ生じるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

続いて57ページ、土木費であります。3目除雪対策費の委託料、町道等除雪委託料の残額、それから18節負担金補助及び交付金についての生活道路除雪費補助の残額が出ています。感覚的な思いなんですけれども、町道の残額が出るということの実績の中で、これは降雪状況によって出勤回数だとか時間だとかあると思いますが、ただ今年度はあらゆる分野に影響がありました。燃料費が高騰したわけですね。こういった出勤に伴う運転費、経費には燃料費の高騰というのは反映しているのか、してないのか。それから生活道路の補助の減というのは、条件を満たしている対象が少なかったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それから59ページ、これ毎回同じような質問が出ると思うんですけれども、住宅環境整備ということで環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助がほとんど残っているということなんですけど、これは先ほど一般住宅の建設予定が減った、それは木材の高騰などによるものという説明もございました。これは例えば集合住宅の建設予定があったけども取り消されたのか、あるいはそういった集合住宅建設が落ち込んだわけじゃないけども、これに対する申請がないのか。ないとすればその使い勝手が悪いのかどうかですね。あるいは周知の問題があるのか、その辺についてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 49ページの1目、2目について全体的なご質問というふうに捉えましたので、個別の数字のほうはまた別の機会にということですのでよいのかと思っておりますが、基本的に予算を組むときにはある程度の見込み、想定をして組みます。その中で特にこの扶助費、障害

者あるいは高齢者に関しては、必要に応じた額を確保するという趣旨のもとに予算を作ります。この方が例えば1か月間に何日間病院に通うとしたら、これだけの予算が必要というようなことを基本的に積算をしていくのがまず大原則でございます。そこでこの方が毎週通うはずの病院に実際は3回しか行かなかったということになると、これが実績というかたちでどうしてもその予算と実績に差が出ると。それが積もり積もって、年度末に予算の執行残が出るというのがこの大きなくくりになってございます。その中で一つ、2目扶助費の老人福祉灯油特別対策扶助、灯油の高騰に伴って年度途中に補正させていただいたものなんですけども、これについては予算を積算したときには非課税世帯を対象にしております、単身の非課税世帯が268世帯、それと夫婦のみの世帯の非課税世帯を145世帯、合わせて413世帯を想定してございました。実績としては単身世帯が94世帯、夫婦世帯が53世帯となっております。実績としては2つの世帯を合わせて35.6%ぐらいの執行率ということになるんですけれども、実際に課税・非課税というのは我々のほうでは情報ございませんので、申請をしていただいて初めて判明するということで、実際我々が想定した世帯よりは非課税世帯が少なかったことが一つの原因になるのかという判断がなされていくのかなと思ってございます。繰り返しますが、それ以外の細かいところについては、また別のところで説明できる機会があればいいのかなと思っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 12節の町道等除雪委託料につきましては、入札による執行残による減額となっております。次に18節の生活道路除雪費補助につきましては、当初予定していた申請者の数が少なかったということの減になります。私からは以上です。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 続きまして、住宅環境整備費の中の環境負荷軽減モデル集合住宅の補助の関係についてお答えします。この関係については、一戸当たり大体150万円ということで当初8戸予定しておりました。毎年なんですけど、一応補助枠はとっているんですけども実績がないというかたちで、今回も1,200万円計上を落としているという実績になってございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 福祉灯油の件なんですけど、非課税という条件がはっきりしてますよね。そのときに申請がなければ出さないっていうのは分かるんですけども、申請に至らない事の背景に何かあるかってことですね。確か私も見てるんですけど、チラシが何回か入ってるんですよ。ただそれでもやっぱりそれが伝わっていないということなのか、あるいは申請自体あまり気が乗らないのか、その辺の背景について何か考えるところはあるのか。あるいはこういったせつかくの扶助について、気兼ねなく申請していただいて、有効にそれを活用していただくっていう取組が必要だと思います。30数%というのはいかにも少ないなという感じがしますので、何か今後の対策などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まずその30何%っていうのはあくまでも我々が見込んだ数字に対しての実績の割合なので、本当に非課税世帯が我々の想定した人数だったのかどうかというのは、我々は知ることができないというものになります。なので、あくまでもその結果としてはこういう結果でしたよということを今お示しするしかないのかなということでございます。それとここから

先、臆測といいますか私たちが思う今回の事業の総括といたしましては、実際に燃料が高騰したことによって、本当に生活に苦慮している方もいらっしゃるかもしれませんが、もしかしたらその課税・非課税に関わらない、何ていうんでしょうか、個人の貯金というんですかね、そういったものがあって1万円はなくても大丈夫だよという方ももしかしたら非課税世帯の中にいらっしゃるのかもしれませんが、また同時期に10万円の給付という事業も行われておりまして、10万円をもって生活が成り立つというご判断をされた方もいるのかもしれませんが。そこは正直臆測の域でございますが、これについては我々もアンケート調査をするとかということも特に想定はしていませんが、いずれにせよ課税・非課税を元になると、どうしても申請行為を挟まなければならないので、できる限り皆さんに周知をして、必要に応じた福祉サービスができるようこれからも心がけていきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 48ページの12節の委託料、通知カード・番号カード発行委託料106万9,000円の減額について、予算の段階で説明があったかと思うんですが、予定枚数と実績として今回の行政報告に挙げられている令和4年4月末の受領件数として1,928件、交付件数として1,836件、この数で間違いはないかどうかの確認だけさせていただきたい。あわせて、国の事務に関わるんですが、ニセコ町として町民に対して積極的なPRにはどのようなことが行われたのかお伺いをいたします。

それから、先ほどの同僚議員から質問のあったことと重複いたしますけども、59ページの環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助1,200万の減額ですけども、先ほどの答弁としては8戸建設がされて申請は0件だったということですが、ニセコ町としてのモデルとなるべき目玉事業ではないかなというふうに考えます。それに対して申請が0件だったということについて、どのように考えられているのか、また今後どのように取り組んでいこうとするのかという辺りを再度お伺いをしたいと思います。

それから61ページの工事請負費で近藤小学校校舎棟増築工事1,387万8,000円の減額となっておりますが、入札執行残ということですが、1,300万円の入札執行残って単純に生まれるかなという気がしまして、実施設計を組んで行っているのですから、相当近い数字として上げられていくのかなというふうに思います。もしかするとどこか設計変更などが行われて、全体的に圧縮されたということなんだろうかと勝手に思ったりなんかするんですが、その辺について再度お伺いをします。

最後に63ページの曽我地区歴史本作成業務委託料219万5,000円。コロナ禍で取材ができなかったということで、4年度以降検討したいということですが、具体的なスケジュールはどのようになっているのかということをお伺いしたい。単にコロナの対策といいますか、コロナ禍を理由として延ばしていくとすれば、逆に歴史を扱うということは1日遅ければ1日失われていくという観点に立った対策・対応が必要ではないかというふうに思いますので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） まず行政報告の中で報告されている数字の件だと思うんですけども、実績としてはこういう実績ということで、当初予定しているよりも減っているということで負担金の減額。ただ、昨年度よりは見てのとおりなんですけども増えているということです。次にPRなんですけども、ホームページ等々でPRはしたんですけど、まだPR不足というところと、なかなか



か手続も複雑でしたり時間がかかるということで、ちょっと引いている方がいると思うので、それについても丁寧に説明をすること、今後交付についての強化する月間が設けられるので、それに合わせてもう少し力強くPRをしていければと思っています。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 先ほど説明したように、1戸当たり150万円ということで8戸分毎年計上しておりますが、確かに実績としては0件というところでありまして、これまでもホームページ等では啓発してはるんですけどももう少しその辺の工夫とか、あと広報ニセコでも詳しく募集していただけるようなかたちで宣伝していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 近藤小学校の工事の関係でございますが、それぞれ入札の結果としての執行残ということでございます。当初予算でいろいろ多く盛り込んでいたようで、実際には予定価格に対しての執行としては大きな残が生まれたものではなく、予算との対比の中で大きな数字が残として残ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 曾我地区の歴史本作成委託料の関係ですが、令和3年度は緊急事態宣言等で移動が制限され、取材についてはなかなかできなかったというところがあります。取材の対象も高齢者が大半であったりしてなかなか進まなかったということでございます。今後については令和4年度に取材を進めて、5年度内に印刷出版というところを進めていけたらと考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） それぞれ回答いただきましてありがとうございます。その中で環境負荷低減モデル集合住宅、先ほど私8件の申請という問いをしましたが、8件分の予算をみていたということで大変失礼いたしました。今後PRに努めるということなんですが、なぜ申請、応募がないのかというあたりの分析はどのようにされているのか。その点をしっかり踏まえないと、PRについてもなかなか届かないPRになってしまうかと思っておりますので、現状でどのような点が足りないのか、もしくは補足して進めていかなくちゃいけないと考えられている点があればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） なかなか難しいところかなというふうには思っております。実際に分析したわけではないんですけども、恐らく断熱性能を高めるということなので、断熱材を多く使うとか窓の使用も普通の窓ではない仕様にするってということで、やはり金額も高額になるという部分がかしたら民間アパートとか建設する事業者によく伝わっていない部分もあるのかなというのが正直あります。コストの問題ですね。建築資材が上がるとか、そういうことが原因に挙げられるのかなというのは実際にあります。その辺の費用対効果の部分、何かわかりやすいように工夫した説明の資料をつけて、もうちょっとこの補助に取り組んでもらえるよう工夫したいと思っています。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 少し補足をさせていただきたいと思います。環境負荷軽減モデル事業と

ということになると、黒瀧のほうから先ほど説明がありましたように、例えば、本当に例えばですけど、1,000 万円で建てられる家があるとした場合に、高気密・高断熱になるとそれが 1,200 万円、1,300 万円になると。最初のイニシャルが高いということがどういうことなのかということに対するご理解をいただくには、まだまだ時間がかかるのではないかとというふうに考えます。やり方としてはこれが正しいと考えながらやっておりますが、最初にかかるイニシャルを 20 年なり 30 年なり、それ以降の燃料代の軽減で回収していくという考え方のもとにやっているということでございますので、そこをご理解いただくときに最初のイニシャルが高いということに対するハードル感をいかに下げていくか、これはまさに啓発ということになるのかもしれませんが、そこが重要だということで今並行してその条例の改正ということを作業しております。ニセコ町においては新しい住宅を建てる場合には、何ていうか性能、エネルギーをどれだけ使うのか使わないのかということが分かるような、見える化をするということを義務づけるかたちにさせていただこうとして作業しております。それらと並行する中で、徐々に皆さんにご理解いただけるようになるのではないかと考えています。それが今現状ではまだ少しイニシャルが高いということに対する補助が当たったにしても、イニシャルが高いということに対するハードル感がまだあるのではないかとという分析をしているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 再々質問になりますけども、ただいまの環境負荷軽減モデル集合住宅の関係のだんだんと問題点といいますか課題が明らかになってきたと。まず導入のイニシャルコストがかかる。それに対する負担感があるというようなことだが、それをどう克服していくのかというあたりが見えてこない、町民に対して、もしくは事業者に対して理解を求めていくのは難しいんじゃないかなというふうに感じるところであります。そもそも町としてこれは 1 丁目 1 番地の事業だと私は思ってるんです。今までやってきた中の事業として環境負荷軽減、それから熱の効率化というような観点、そして最終的には CO<sub>2</sub> の削減につなげていくと。なおかつ町内の循環を図っていくんだと。そもそも出発の点でまだまだ前に進めていけない、その辺について何かあればお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 当初イニシャルの部分が高いということの問題点とするならば、そこをどう克服するのかということですが、これについてはまさに啓発といいますか、ご理解いただくという作業をしていかなければならないのですが、国においても法律の改正が行われたり、ニセコ町もその前から建物のエネルギー性能をちゃんと見える化してニセコでは建物を建てるんだということについての条例整備の作業を進めております。これらがきちっと運用され皆さんに周知される、そして実施するに当たって届出の義務化ということができてくれば、おのずとその辺のところの見える化が進むだろうというふうには考えています。以前にも何かの機会にお話をさせていただいたかと思いますが、ニセコ町が今進めている、篠原議員からご指摘を受けた中身については、既に長野県では先行して実施をしていて、建物性能を見える化することによって、高気密・高断熱イニシャルが高くても高気密・高断熱の建物のほうにある程度誘導できているというような実績もございます。皆さんにイニシャルは高いけれども、長年住むことによってそれが回収されていくんだと。そして最終的に残った建物は、長年経っていてもある程度の価値を残したまま住み続けることができるんだということのご理解が進んでいくにあたって、これらの補助についても申請の件数が出て

くるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 今までの質問とちょっと重複するところもあるかもしれませんが、それから、私ちょっとよく理解できなかったところがありますので、もう1回質問させていただきます。まずですね、49ページの社会福祉総務費の中の健康診断委託料231万6,000円減額になってるんですけども、ニセコ町としては、ニセコ町だけではないと思うんですけども、健康診断を受けるように盛んに奨励してるんですけども、結果的には受ける人数が少なかったのが減額することになったと思うんですけども、これ金額で言えばここに出てるんですけども、どのくらいの割合で減ってきてるのか、そこのところをちょっと、そしてなぜなのかっていうことを一つお聞きしたいです。

それからですね、57ページのところでちょっと説明していただきたいんですけど、町道役場前通歩道整備実施計画業務委託料、これは1,391万5,000円減額、これだけ減額になったのは、これからの旧庁舎解体とかいろんな関係でこの道路整備の計画を変更するとか一時休止せざるを得ないとか、そういう理由があるのかちょっとお聞きしたいと思っています。質問の意味、すいませんわかっていただけましたか。この減額になった理由をもう一度説明していただけたらと思っています。

それと61ページのところなんですけど、先ほどもお2人の方から質問が出てたとは思いますが、要保護準要保護生徒就学援助費扶助のことですが、該当者が少なかったからということで155万9,000円減額になってるんですけども、この予算の人数ですね、前からこの予算のときの生徒数と申請の割合を見てきたときに、かなりの人数がいらっしゃるようなのでこんなにいるのかなっていう思いがあったんですけども、ちょっと質問がかぶるかもしれませんが、この予算の取り方っていうんですか、建て方というのはちょっと不具合っていうか、あるように感じるんですけども、もう一度そこの辺りを説明していただきたいと思っています。

それからもう1件、63ページ、先ほどから何度も出てますけども、曾我地区の歴史本作成業務委託料の件ですけども、これは平成3年度の最終的な処分した予算の決算だと思いますけども、219万5,000円減額になってるんですけども、曾我地区だけでなく他の地区もあるかと思えますけども、先延ばしをしたということでこれだけ減額してるんですけども、これだけの1か所のところでこれだけの予算をとって、そして結果的にこういうふうになった、こういう200万以上を延ばすということで減額になることをもう一度説明していただきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 49ページの健康診断の委託料についてでございますが、まず予算と実績のところからこちらの予算の中で特定健診については375人分、それと人間ドックについては150人分、乳がんにつきましては74人分、それと子宮がんについては75人分の予算を計上してございました。その総額が713万4,000円という金額になってございます。それに対して受診の実績でございますが、特定健診が193人、人間ドックが78人、乳がん28人、子宮がん26人。この4つの検診項目合わせまして674人の予算枠に対して325人が受診したと。率にすると48%の方が受診しているというような結果が出ております。ここの数字につきましては国保に限った方の検診ですので、国保の受診率向上ということについて、ある程度の方は受けていただきたいという期待も込めた予算の設計となっております。ただ令和3年度につきましてはやはりコロナによる受診控え

があったのかなというところもございまして、このような数字になっているのかなというところ  
ございまして。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 57 ページの 12 節委託料、町道役場前通の実施設計につきま  
しては、この業務をやるにあたって国へ補助金の申請を上げております。その中で国の査定で全額カ  
ットされたがための減額となっております。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 61 ページについて私のほうからお答えしたいと思います。今回、  
要保護準要保護の対象者が減ったということで減額補正させていただいておりますけども、予算の  
見方として継続される方の分と新規に見込まれる方たちの分を足しまして予算計上しております。  
その中で実績として予算までいかなかったというところでの減額ということでご理解いただきたい  
と思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 曾我地区の歴史本については、もともと日本近代史に大きな足跡  
を残した本貴族院の議員さんでもありました曾我祐準さんという方がいらっしゃいまして、その方  
とニセコ町との関わりがすごく強いものですから、そちらの方のいろんな資料を集めて本にしよう  
ということになっておりまして、その資料集めをするのにニセコ町にない資料がたくさん全国中  
にありまして、それを調べに行くのに当たってコロナでなかなか取材等できなかったということで、  
次年度以降に送ってまた集めていきたいと思いますということになっております。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子議員） すいません、ちょっと 2、3 補足で。まず保健の検診の割合が 48%。そ  
の理由としてコロナによる受診と、それからこれだけでなく、他に受診、受診っていか個人的  
なことかいろんなことで受診されることもあると思いますけれども、48%減というのはかなり大き  
い、コロナだけかなというところはあるんですけども、もう例年と比較して、それからこれから  
今後のことを考えたときに、この結果をやはりきちんともう少し分析してみてもらいたいなとい  
う思いがします。

それから次のところで、歩道のところだったと思うんですけど 57 ページですか、何か国の補助金  
が全額カットされたということで、それで結局実施することは中止したというふうに理解してい  
いますか。

（「はい」の声あり）

○5 番（斉藤うめ子議員） ああ、なるほど。で、先ほどもちょっと質問したんですけども、あの  
あたりはまた旧庁舎を解体するとか、それから消防署を建設するとかそういう関係もあるので、全  
体的に見てもうちょっと先延ばししても道路整備をこれからきちっとやるという、そういう目標も  
考えてカットっていうか、そういう計画も含まれているのかなと思ってるんですけども、その辺  
もう一度お聞きします。

それからもう一つ、先ほどの 61 ページの要保護準要保護の件なんですけれども、継続と新規を足  
して予算した結果、それに該当しないというかそれだけの人数が集まらなかったということなん  
ですけども、この人数はどのくらい新規とか、その計算の仕方がどうなのかなっていうちょっと考  
えさせられるところもあるんですけども、今までもそういうやり方でやってきてあまり問題はな

かったのか、これほど申請者が少なくなるということがなかったのか、その辺のところちょっと伺えたらと思っています。

それから曾我地区のことなんですが、63 ページになりますか。今お聞きしたら曾我地区の歴史本作成にここだけじゃなくてももちろん全国から資料を集めるということをおっしゃったんですけども、今回それはいろんな理由でコロナの関係もあったりいろんなことでできなかったということで、4 年先延ばすっていうことなんですけれども、今年、これ 3 年度の予算ですから、減額したのは 200 万以上で、曾我地区だけでなく他の地区の資料もあるかと思っているので、ちょっとそれるみたいなんですけれども、曾我地区だけで収集するっていうか、この政策本を策定する予定があるわけですね。けれども今回はこれだけ減額したわけなんですけれども、今後これはまた継続していく予定で予算化される、今回は減額したけれどもそういう予定でいるのか、そこの辺りを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 今回受診率があまりにも低いじゃないかということで、実際に今年の 4 月に町民センターで実施した集団検診には、昨年よりも若干人数が増えてきているということで、やはりコロナの影響もあったのかなど。それ以外に我々も周知の方法として、個別勧奨ということで特定健診の対象者になる国保の方には個別に郵便をお送りするなどの対策などもしております。できれば斉藤議員にも積極的に健診を受けていただいて、病気にならない体づくりをしていただければと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 役場前通の歩道整備につきましては、今現状で縁石やなんかかなり老朽化しているのと歩道もかなり狭くて、幼児センターのお子さんたちが歩くのもかなり大変なので、今後とも国への補助金の要請を粘り強く行いまして事業を継続して行っていきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 要保護準要保護の扶助費の考え方ですけども、過去の人数を持ち合わせておりませんが、予算のつくり方としてはこれまでも同じような予算の見方をしてきたかと思っております。継続する方、それから新規に見込まれる方、転入される方も見込んだ中の数字ということで、予算をつくるにあたって、予算不足を起こすのをどうしても避けたいという思いもございまして、若干実際より多めに予算を見ているのかなというふうに思っております。ですから、あくまでも予算と実績との比較ということで減額させていただいておりますので、該当するけどもらえなかったとかそういうことではございません。あくまでも予算としては先ほど申し上げましたように、これまでも継続される方、新規の方等含めて見込んだ中の当初予算をつくっているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 先ほどの曾我の歴史本の話ですが、ニセコ町全体の各地区の本を作るというものではございません。先ほどお話した曾我祐準さんは曾我農場を持っていました。その方は貴族院の議員さんであったり、あと日本鉄道会社の最初の社長であったりと大変偉い方でいらっしゃるしまして、その方と曾我とのつながりを調査して本にして出版するというものでございまして、こちらに関しては曾我地区だけのものになります。その曾我祐準さんについてはニセコ町

にずっといたわけではございませんので、全国、東京・埼玉・熊本といろいろなところで資料があるようですので、そちらのものを調査したりするということで全国で調査する必要があるということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 国保会計に関連して77ページ、80、81ページに関わる件でございます。最初に80ページの後志広域連合負担金がマイナス764万円、これはおそらくコロナの時期に医療の受診控えなどがあって、結果的にこれだけの請求が少なくなっているということではないかというふうに推定します。その上で新たに基金の1,620万の積み増し、あるいは77ページにありますように一般会計からの繰入金を減額するというような内容になっております。国保会計全体を通しての評価、前にも聞いたことあると思うんですが、かなりこういった基金を積んでいくっていう流れができてきてるのかなと思いますけれども、評価についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず順を追って説明させていただければと思います。初めに80ページの後志広域連合の負担金764万円の減額について、主な理由としては後志の広域連合の受入れする国等からの補助金が確定したことによって、ニセコ町からの負担金が減額となったというような流れですので、まずこの部分についての歳出の減に伴う歳入の増というのはニセコ町の会計の中ではございません。それと別に歳入の79ページご覧いただきたいんですけども、雑入のところの後志広域連合の過年度還付金が1,000万程度ございます。これは過年度の還付金ですのでそのままニセコ町が受ける歳入になります。この部分を一般財源として、まず歳出の全体額が当初予算内であれば、当然歳入のどこかを落とすという調整が必要ですので、それに伴ってまず国保の基金の繰入金を0にしましたと。それが77ページのところです、ここでまず420万円減にしましたと。それでもなお1,000万の収入があるということで、その部分を基金の積立てに回してるとというのが今回の令和3年度の会計の流れになるのかなというふうに思っております。そこで評価という部分について、多分議員おっしゃる評価というのが国保税の収入に対して支出が適正だったのかというところの話かと思うんですけども、あくまで今の国保の運営、いわゆる国保税等の額については北海道のほうで算出しているもので、基本はそれに倣った歳入の確保そして歳出の予算確保と

というのが今の流れでございます。なので今回赤字にならなかった、一般会計からの特別な繰入れもなく財政運営ができたというところについては、適正な運営ができたという評価が一つなされるのかなというふうに思っているところでございます。また、今後については2030年までに控えております北海道の保険料統一に向けた保険料の在り方を検討していく必要があるのかなど。その中で本当にこの保険料率をニセコ町独自が判断すべきものなのか、あるいは全道の推計に基づいた全道統一の保険料に近づけていくという作業も必要にはなってくるのか、その辺の協議も必要かなと感じているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 私、今回注目して見ていて、ある程度中期的な流れも見ないと単年度だけで判断できないというのがわかります。ただ国保税全体が家計にとってはかなり重い状況が実態としてあると思うんですね。そういう中で自治体による努力によって、多少とも家計負担を抑えていくということが可能であれば、そういう検討もぜひ今後していただきたいというのが私の要望です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） やはり国保税の負担というのは決して低くはないなというのは我々も痛感しているところでございます。なので、制度に伴う軽減対策は当然やっていきますが、それ以外に今後その予定される北海道で統一される保険料に至っては、現在の試算では今のニセコ町の保険料率よりも高くなることが想定されてございます。その中で現在少し余裕が出てきた国保の基金などを使って、急激な激変緩和の部分に充てるなどの対策等も検討できるのかなというところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号専決処分した事件の承認について、令和3年度ニセコ町簡易水水道事業特別会計補正予算の件は承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町公共水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

この際、議事の都合により、3時15分まで休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時13分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第16 選挙第1号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第16、選挙第1号 後志教育研修センター組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

後志教育研修センター組合議員に小松弘幸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小松弘幸君を、後志教育研修センター組合議員の当選人とすることにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小松弘幸君が、後志教育研修センター組合議員に当選されました。ただいま後志教育研修センター組合議員に当選されました小松弘幸君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第 17 諮問第 1 号

○議長(猪狩一郎君) 日程第 17、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 日程第 17、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてということで、ご説明をさせていただきます。議案の 88 ページをお開きいただきたいと存じます。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。記。住所、虻田郡ニセコ町 [REDACTED]、氏名、菊地博。[REDACTED] 生まれ。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

菊地さんの略歴につきましては、89 ページから 91 ページをご覧くださいというふうに思います。人権擁護委員については国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため速やかに適切な措置をするとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする公職でございます。現在ニセコ町に置かれております人権擁護委員 2 名中、大野委員が今年 9 月いっぱい任期が満了となるということから、法務大臣の委嘱にあたり、町長が候補者を法務局に推薦するにあたり、議会の同意が必要となるものでございます。

諮問第 1 号の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。  
お諮りします。本件は適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第18 議案第1号から日程第26 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) これより日程第18、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件から、日程第26、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの9件を、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第18、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についてご説明をいたします。議案の92ページでございます。

議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

93ページをお開きいただきたいと思います。一番下、提案理由を読み上げます。提案理由、令和4年4月1日付けで設立された上川中部福祉事務組合が、新たに北海道市町村総合事務組合へ加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合別表第1及び別表第2の変更をする必要が生じたため、本規約を提出するものであるとしております。北海道市町村総合事務組合は、地方公務員災害補償法に基づく非常勤の職員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務や、公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務などを担っております。この一部事務組合の規約の変更は、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、構成する地方公共団体の協議と、今回のように新たに地方公共団体が加わる場合には、関係地方公共団体の議会の議決を要するということから、今回の議案となつてございます。93ページ、上の変更する規約の本文でございますが、このたびの構成組織に上川中部福祉事務組合を加えるための変更ということで、規約の条文がなされております。この規約の施行は北海道知事の許可の日からとなります。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についてご説明をいたします。94ページでございます。

議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

北海道市町村退職手当組合は、北海道の市町村職員に対する退職手当の支給に関する事務を担っ

ているというところがございます。95 ページの上の変更する規約の本文でございますが、こちらも先ほど同様、構成組織に上川中部福祉事務組合を加えるための変更ということで、規約の変更がなされております。この規約の施行は総務大臣の許可の日からとなります。

議案第 2 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 20、議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についてご説明をいたします。96 ページをご覧くださいたく存じます。

議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

97 ページをご覧くださいと思います。こちらの提案理由を読み上げます。提案理由、令和 4 年 4 月 1 日付で設立された上川中部福祉事務組合が、新たに北海道町村議会議員公務災害補償等組合へ加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第 1 を変更する必要性が生じたため、本規約を提出するものであるということでございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を担っているということでございます。97 ページ上の変更する規約の本文ですが、こちらも先ほど同様、構成組織に上川中部福祉事務組合を加えるというための変更となっております。この規約については総務大臣の許可の日からとなります。

議案第 3 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 21、議案第 4 号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。98 ページでございます。

議案第 4 号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

99 ページをお開きください。まず提案理由の説明でございます。読み上げさせていただきたいと思います。本条例は、令和 2 年 12 月定例会において議決された指定管理者であるようてい農業協同組合より、設置の経年劣化による修繕費の増加、光熱水費、燃料費、一般廃棄物処理費の高騰による経費の増加等の要因により、当初後志南部地区地域資源循環管理施設運営協議会において設定した処理費用の上限金額を超える可能性が高いことから、当施設の上限金額を変更したいと申出があり、当協議会において協議の結果、協議会の参加町村において上限金額を変更することとしたことから、条例の改正をするというものでございます。まず本件については、農業生産者などが持ち込む野菜残渣 1 トンあたりの処理料金を変更するというものです。また、この施設は農業生産者など地域から排出される野菜残渣及びでん粉を製造する過程で排出されるデカンタ廃液、こちらを適正に処理し、地域へ還元することを目的として、平成 18 年から本町を含む近隣 10 町村により共同設置している公の施設でございます。次に 99 ページの上の改正条文の本文ですが、改正内容については野菜残渣 1 トンあたりの処理料金を 1 万 2,600 円から 2 万 5,000 円に変更するという内容になってございます。この条例は公布の日から施行するというところでございます。最後に 99 ページの一

番下、条例改正に伴う町民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 2 項に該当し、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第 4 号についての説明は以上です。

続きまして、日程第 22、議案第 5 号 請負契約の締結について説明をいたします。議案の 100 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 5 号 請負契約の締結について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）。次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。記、1、契約の目的、ニセコ町役場旧庁舎解体工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額 1 億 560 万円。4、契約の相手方、中野・ニセコ環境経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字ニセコ 446 番地、有限会社中野産業、代表取締役、中野豪。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、令和 4 年 5 月 20 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準などから、指名競争参加資格者のうちから工事实績を考慮して、町内事業者 2 社、それから町外事業者 4 社の計 6 社を指名いたしました。令和 4 年 6 月 3 日に入札を行った結果、消費税抜で最高額が 9,720 万円。最低額が 9,600 円となりまして、中野・ニセコ環境経常建設共同企業体に落札したというものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率については 96.27%でございます。工事の工期については、議決の後、令和 4 年 11 月 30 日までを予定しております。

議案第 5 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 23、議案第 6 号 請負契約の締結について（令和 4 年度市街地区配水管更新工事）についてご説明をいたします。議案の 102 ページをご覧ください。

議案第 6 号 請負契約の締結について（令和 4 年度 市街地区配水管更新工事）。次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。記、契約の目的、令和 4 年度市街地区配水管更新工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1 億 7,369 万円。4、契約の相手方、志田・長澤経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字有島 90 番地 22、株式会社志田建設、代表取締役、秋田谷守。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件は令和 4 年 5 月 12 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき、工事の規模や必要とされる技術水準などから、指名競争参加資格者のうち、工事实績を考慮して、町内の事業者 2 社、町外の事業者 5 社の計 7 社を指名いたしました。令和 4 年 5 月 31 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 1 億 6,000 万円、最低額が 1 億 5,790 万円となりまして、志田・長澤経常建設共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は 97.9%でございます。工期については、議決の後、令和 5 年 1 月 31 日までを予定をしております。

議案第 6 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 24、議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について説明をいたします。104 ページをお開きください。

議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり策定する。令和 4 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長、片山健也。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業として、公共施設の整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、総合整備計画とありますが、こちらについて都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっており、これにより計画掲載事業について財政上の優遇措置、これは元利償還金の普通交付税基準財政需要額の80%算入ということで、有利な優遇措置が受けられるということで、辺地対策事業債を発行することが可能となるというものでございます。現在ニセコ町では、5地域、ニセコ・曾我・近藤・宮田・福井が辺地地域となっており、全ての地域で辺地総合計画を策定しているというところでございます。105ページをお開きいただきたいと思います。このほど宮田辺地において対象事業を実施する運びとなったことから、今後5年間を見据えた辺地総合整備計画を策定するというものです。実施事業は表にあるとおり、上から第1号橋長寿命化整備事業、浜本橋長寿命化整備事業、林道小花井線法面改修事業、宮田地区簡易水道施設改良事業の4本です。宮田辺地の総合整備計画の策定にあたり、令和4年5月26日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するというものでございます。参考といたしまして、添付の補足説明資料の1ページに辺地総合整備計画掲載事業箇所が載っておりますが、先ほどご説明をした宮田辺地に関する事業は①から④の箇所ということでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして日程第25、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についてご説明をいたします。106ページをお開きください。

議案第8号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、福井辺地に関する公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

107ページをお開きいただきたいと思います。第7号議案同様、この第8号につきましては辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、このほど福井辺地において対象事業を追加する運びとなったことから、辺地総合計画書を変更するというものでございます。実施事業は表に記載をいたしました5事業のうち、事業費などが括弧でくられた下の3つの事業が今回の変更ですが、林橋長寿命化整備事業、福井地区簡易水道施設改良事業、昆布地区農業集落排水施設機能強化事業を今回追加をしております。福井辺地の総合整備計画の一部変更にあたり、こちらも令和4年5月26日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するというものでございます。これらの事業は先ほどの補足説明資料の1ページ、⑤から⑦が福井辺地の追加事業ということでございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続いて令和4年度一般会計補正予算のほうに少しお時間いただきます。それでは日程第26、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,326万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億112万8,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月6日提出、ニセコ町長、片

山健也。

次のページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入が2ページ、歳出を3ページ載せてございます。

4ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。5ページ、こちらは今回の補正額合計7,326万4,000円でございますが、この財源につきましては国道支出金で4,110万2,000円、一般財源で3,216万2,000円という内訳でございます。

説明の都合上、9ページの歳出からご説明をいたします。2款1項1目8節の特別旅費23万8,000円は、改正された定年制度実務研修会の受講、それから法令実務の強化のため市町村アカデミー研修及び北海道市町村職員研修センターでの研修費用を補正するというものでございます。その下18節は上記に伴う負担金を補正するというものです。

12目財産管理費、11節管理作業手数料31万2,000円は、ニセコ町で管理している町有建物について、今後の利活用が見込める旧宮田小学校及び旧教員住宅富士見1・2号棟について、内部の清掃を実施するというものでございます。その下、14節の町有住宅営繕工事273万9,000円は職員住宅本通47号において、昨シーズンの積雪による外壁の破損及び屋根の煙突部の破損が確認され、雨漏りなどにより入居者の生活に支障が生じていることから、早急に修繕を行うため補正するというものでございます。また、今後活用が見込める町有建物について外構等の修繕を行うものです。なお、職員住宅については建物災害共済を適用するという予定でございます。

13目職員厚生研修費、こちらは総額で142万円の補正でございます。7節講師謝礼は既に予算化しているハラスメント等の研修のほかに、新たに町の法規研修やファイリング研修などを追加するためのものでございます。その下、8節から18節は公共施設の適正な維持管理や官民連携での整備方法など、将来に向けた公共施設の在り方を中心に学ぶ東洋大学のPPPスクールについて、9月から2年間1名を入校させ、ウェブ授業や東京での現地学校で学ぶための費用ということでございます。まず8節の特別旅費は年に3回程度、現地で学ぶための旅費の補正。11節検定手数料は、試験等の成果を得る検定の手数料。18節各種研修会参加負担金は入学金として27万円、授業料として30万円、合わせて57万円の補正ということでございます。

15目14節の町民センター修繕工事132万2,000円は2点の修繕でございます。まず地中熱ヒートポンプについて、3つの系統のうち1系統が3月に異常停止し調査を行ったところ、地中埋設配管より不凍液が漏水しておりました。さらに別の系統も5月に異常停止となり、現在町民センター1、2階は冷暖房が入らないという状況になっていることから、修繕する必要があるための補正ということでございます。2点目が玄関入り口前の土間部分に敷かれているタイルについて、スケートボードでの滑走や地中凍結の繰り返しによる経年劣化から破損が起こり、修繕するために補正するというものでございます。なお、スケートボードについては禁止表示などの対策済みでございます。

続きまして16目地域コミュニティセンター費、10ページの14節地域コミュニティセンター修繕工事338万8,000円。補足説明資料の3ページ左上、2枚が現場写真となっております。今冬は降雪量が多く屋根の堆雪も多い状況でしたが、3月9日に元町地域コミュニティセンターの指定管理者から連絡があり、落雪による屋根や軒先、木柱の破損を確認し、破損箇所の修繕を行うというための補正でございます。なおこちらについても建物災害共済の適用予定ということでございます。

17目職員給与費、これは財源調整でございます。

23目新型コロナウイルス特別対策費は総額3,356万4,000円の補正でございます。まず14節総合体育館営繕工事、こちらはコロナ禍にあつて健康増進や健康維持機能を果たしている体育館でございますが、事務室に換気扇がなく、大きな窓がありますが、昨今の気温上昇もあり、今回送風機能のあるエアコンを設置し、換気機能と執務室内の環境改善を図るため、エアコン設置工事にかかる費用を補正するというものでございます。これが21万9,000円の予定。次に17節のコンピューター備品はコロナ禍での接触機会の軽減、また議会の会議環境の効率化、並びに町の内部会議の資料準備の効率化や経費節減を図るため、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムを導入する経費でございます。なお、今回は世界的な物流の停滞等によりタブレット端末の納期に時間がかかることが予想されるため、システム導入に先行してタブレット端末を購入する費用を補正するというものでございます。内容はペーパーレス会議をiPad Pro 12.9インチ、50台分で698万5,000円を見込んでございます。その下、18節の羊蹄山ろく消防組合負担金は、コロナ禍対策として自動式心マッサージ器を導入するというための補正です。これにより救命措置の際に救急隊員と傷病者が一定の距離を保つことができること、また救命活動中やむを得ない事由により、心臓マッサージを中断、もしくは車両の振動や隊員の疲れなどによりマッサージの精度が低下するということがあるため、たゆまない良質な心臓マッサージを機械的にサポートし、救命率あるいは患者の社会復帰率の向上を図るためのものということでございます。274万円の補正でございます。その下、ニセコハイッ・デイサービスセンター設備更新等事業補助は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職員は防護服やマスク着用により対策を徹底しており、厨房や食品保管庫での業務において衛生面や健康面、熱中症とかさそうですが、健康面に配慮すること、また、医務室や外のほこりなどの侵入を防ぐため窓が開けられない状態となっており、換気・空調等を含めた利用者及び介護職員等の環境整備を行うため、エアコン設備の更新、新設に係る費用を補正するというものでございます。内訳については厨房部分の新設が184万2,000円、食品保管庫の更新が59万3,000円、それから医務室への新設が60万円、それぞれこれに消費税ということで、全体で333万9,000円の予算をみているということでございます。その下、介護サービス事業者緊急支援給付金はコロナ禍で罹患者の措置及び受入を行いつつ、並行して感染拡大の防止に努める介護サービス提供事業者がその質を維持し、安定的なサービスを提供するための緊急支援として交付金を支給するための補正でございます。補正の算出根拠でございますが、医療機関における入院収益単価5万4,000円、これは全国自治体病院協会調べでございますが、入院収益単価5万4,000円に施設の定員、人数を乗じたものとしてございます。内訳は特別養護老人ホーム270万円、ショートステイ54万円、デイサービスセンター162万円、グループホーム97万2,000円、居宅介護支援事業として267万3,000円、合わせて805万5,000円でございます。その下、燃油高騰特別対策給付金1,177万6,000円の補正でございます。3施設に対して支援を行います。まず、ニセコ町地域活動支援センター「生活の家」に20万9,000円、ニセコ福祉会に424万5,000円。この2施設は燃油価格の高騰にあつても安定した運営やサービス提供が維持できるよう、燃料の平常時価格と比較した差額を給付するというものでございます。3施設目は綺羅乃湯でございますが、こちらに753万1,000円を補正します。綺羅乃湯は公衆浴場としての役割を担っており、開業当初から利用料金を据置きつつ経営努力により独立採算を維持しているところでございますが、重油価格の高騰で電気料金やガス料金など光熱水費が上昇し、経営を大きく圧迫してございます。健全経営と公共の福祉を維持するために、平常時想定価格と比較した差額を特別対策として給付をいたします。

それから 11 ページ。3 款 2 項 1 目児童措置費として全額で 272 万 9,000 円の補正でございます。昨年度も実施をいたしました。今年度についても住民税非課税の子育て世帯生活支援特別給付金事業として、該当する世帯の子ども 1 人に対し 5 万円を支給するというものでございます。3 節の時間外勤務手当から 18 節上段の北海道自治体情報システム協議会負担金まで、給付金給付事務手続に要する費用ということでございます。一番下の子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、対象人数を 50 人と算定し 250 万円と見積もっております。

12 ページ、4 款 1 項 2 目 12 節の子ども向け定期予防接種業務委託料 123 万 8,000 円。こちらは HPV 子宮頸がんワクチンについて、積極的勧奨観賞差控え期間中に接種機会を逃した方に対する接種機会を確保、実施するための補正でございます。その下、19 節の子ども向け定期予防接種扶助 74 万 3,000 円は、同趣旨のワクチンを町外で接種した方は、ご本人の立替払いとなりますが、その費用をご本人に支給する補助で 15 名分を想定しております。その下、22 節の補助金等返還金 45 万 1,000 円は、令和 2 年度、母子保健衛生費国庫補助金の超過交付による返還金が生じたことによる補正です。令和 2 年度産後ケア事業の利用件数が見込みより少なかったことによるというものでございます。

それから 2 項 2 目 14 節の一般廃棄物最終処分場修繕工事 100 万 1,000 円については、こちらも補足説明資料の 3 ページ右上の写真が現場写真でございます。処分場屋根に発生した大型雪庇の落雪により、外壁の一部が破損したことから修繕費を補正するというものです。なお、前年度も同様の破損があったことから、巡回回数を増やし、事業者による屋根の雪下ろしも 2 度行うなどの対応をしていましたが、今回の修繕となっております。なお、本件はこちらについても建物災害共済の適用予定でございます。

13 ページ、7 款 1 項 2 目観光費、10 節の修繕料 58 万円の増額補正でございますが、当初予算において各種観光施設や公共用施設の修繕として 56 万 4,000 円を見込んでいたところ、ニセコ駅前駐車場の街路灯の経年劣化によるランプ部土台腐食のため修繕、それから 4 月 27 日の突風による道の駅ニセコビュープラザ喫煙用テントの倒壊による修繕、これらの補正ということでございます。なお、今後も各施設での小規模修繕に対応していくため、既存予算を確保しつつ、今回追加分として補正をするということでございます。その下、14 節の綺羅乃湯営繕工事 244 万 1,000 円につきましては、当初今年度の綺羅湯施設の改修工事として 4 種類 10 件の発注を予定していたところでございます。そのうち研修室パネルヒーター交換と暖房用ボイラー交換工事について、当初予算時から資材高騰のため、既存予算での発注が困難な状況になってございます。あわせて不具合が生じたオイルタンクポンプとジャグジー用ポンプの取替えを実施するため、必要予算を補正するというものでございます。その下、18 節の観光地域づくり支援事業補助 400 万円は、倶知安観光協会とニセコリゾート観光協会にてグリーンシーズンに両町を広域で運行する 2 次交通実証運行事業について、北海道観光振興機構の補助事業、2 分の 1 補助でございますが、これを申請し、このほど採択となったところでございます。このたび事業費の 2 分の 1 である自己負担分、補助裏ということでございますが、そこから企業協賛や運賃収入を差引いた残りの経費について、ニセコ・倶知安両町で案分の上、ニセコ町側の負担分についてニセコリゾート観光協会に補助するための補正ということでございます。なお、今回は実証運行で行いますが、地域間移動の促進に加え、車体の屋根がないバスによる運行自体のエンターテイメント性など、新たなニセコエリアの観光資源として、効果的なエリア周遊の促進、滞在時間、地域消費の拡大、地域経済への波及効果を期待しているという



ところでございます。

14 ページ、8 款 1 項 1 目土木総務費、8 節特別旅費 9 万円は、除雪や道路維持などを包括的に維持管理する手法を早くから導入している大空町へ視察を予定しているということで、補正をさせていただきます。

4 項 1 目 14 節の公園施設等修繕工事 660 万円につきましては、経年劣化と凍結の害により東屋 5 基、シーソーやスプリング遊具等の公園施設の補修工事を行うため、増額補正をするというものでございます。内訳は東屋 5 基かける 100 万円、シーソー 1 基 40 万円、スプリング遊具 1 基 20 万円、安全柵 2 か所 20 万円に消費税ということで、660 万円を補正しております。

続きまして、7 項 1 目 14 節の公営住宅営繕工事 222 万 2,000 円は、コーポ有島 A 棟及び B 棟のベランダ手すりについて塗装営繕工事を行うための費用 55 万円と、本通 A 団地集会場のデッキ、施設入り口までの床でございますが、このデッキ及び集会所のルーバー、雨・風・雪の進入を防ぐもの、ルーバーについて営繕工事を行うための費用 138 万 6,000 円。それから昭和 58 年建設の富士見団地 2 号棟の東側車庫 3 か所について、春先の融水及び大雨時に車庫内が水没する事象が発生をしたため、車庫内排水工事の費用 28 万 6,000 円を補正するというものです。いずれも経年劣化によるものということでございます。

その下、2 目住宅建設費、8 節特別旅費 14 万 6,000 円は公共建築物の維持保全に関し、施設保全の事例紹介や中長期保全計画の検討などを通じて、建物の保全業務に必要な実務的知識を習得する研修について 1 名を参加させるというための旅費補正でございます。

その下、各種研修会参加負担 8 万 6,000 円は、今説明した研修会に要する負担金でございます。

15 ページ、10 款 1 項 3 目教職員住宅費、14 節の物置新設工事 92 万 4,000 円は、教員住宅本通 9、10、40 号の物置について、今冬の降雪により 3 棟が破損いたしました。破損の状況と経年劣化が著しく、今後の使用に支障を来すため、新たな物置を設置する必要があるということから補正をするというものでございます。

続きまして、4 項 1 目高等学校総務費、全体で 307 万 3,000 円の補正でございます。ここでは地域と連携協働し、生徒から選ばれる魅力ある高校づくりを推進するため、高校の設置方針などを検討するニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会及び専門委員会の設置及び運営に関する費用を補正するというものでございます。まず 3 節の時間外勤務手当は高校改革係 2 名分の時間外。その下、7 節講師謝礼は高等学校改革等の先行事例を学ぶための町民講座開催時の講師招聘費用。その他謝礼は設置する検討委員会委員の謝礼及び同専門委員会委員の謝礼でございます。その下、8 節の費用弁償は同検討委員会及び専門委員会委員の費用弁償。普通旅費は打合せ旅費として 1 万 2,000 円の計上。特別旅費は高校改革の先行事例等の視察として、検討委員会委員専門委員会委員、事務局、高校教諭などで手分けをし、鹿追高校、大空高校、長野県白馬高校、島根県隠岐島前高校などを視察する予定でございます。10 節の消耗品は参考図書、事務用品等でございます。その他食糧費は講師等、来客対応用食糧費、その下 13 節の駐車場・高速道路使用料は、視察にかかる経費でございます。

15 ページ一番下、5 項幼児センター費、16 ページに移りまして 1 目 1 節の会計年度任用職員報酬 126 万円は、3 歳児入園児が当初見込みより多くなり、これ 38 名から 43 名になりましたが、配置基準 20 対 1 により職員が 1 名不足となることから、パートタイム会計年度任用職員を任用する経費を補正するというものです。10 節の修繕費 22 万 8,000 円は、補足説明資料の 4 ページ左下⑧の写

真、幼児センター倉庫壁面が屋根からの落雪により破損したことによる修繕費の補正ということです。なお、本件につきましても建物災害共済を適用予定ということですので。13節の緊急連絡システム使用料12万9,000円は、登園時間帯の電話混雑、時間外休日の連絡受付、新型コロナウイルス感染症による臨時休園等の際の迅速な連絡体制整備のため、緊急連絡システム、「保育支援システムCoDMoN」と称するシステムだそうですが、それを利用するための経費、7月から3月分を補正するというものでございます。14節幼児センター営繕工事7万3,000円は幼児センターひつじ組が給食を食べるランチスペースの照度が不足しているということから、照明を追加するための工事でございます。17節の一般備品5万5,000円は、ランチスペースを活用するために簡易的に仕切るロールカーテンを設置するという費用です。

その下、6項2目有島記念館費、10節修繕費43万7,000円につきましては、雪害により常設展示室のヒートポンプシステム配管が破損したため、修繕費用11万7,000円。補足説明資料4ページの上段左がそのシステムの写真でございますが、これが破損したため修繕費用43万7,000円を補正するというもの。本件も建物災害共済を適用予定ということですので。14節の有島記念館トイレ等修繕工事72万6,000円も雪害による公園トイレ棟の手すり破損修繕のため補正をするというものです。現場写真は補足説明資料4ページの上段真ん中の写真でございます。その下、有島記念館案内看板修繕工事38万円は、第1農場開放記念碑の案内看板が破損したため修繕するための費用。

7項4目総合体育館費、10節修繕費16万5,000円は、総合体育館玄関上にニセコ町総合体育館という施設名を表示しているアルミ製の文字取付部分が経年劣化により外れまして、落下する危険性があるため補正により修繕をするというものでございます。

続いて歳入について、6ページでございます。15款2項国庫補助金、1目1節マイナポイント事業費補助金480万9,000円は、国が実施しているマイナポイント事業について、マイナンバーカード取得者に対するマイナポイントの予約・申込み、公金受取口座登録、健康保険証登録支援に要する人件費について補助金の交付決定を受けたことから、歳入予算を補正するというものです。町民生活課の会計年度任用職員の4月から3月までの給料手当共済費に充当をいたします。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,356万4,000円は、国が本省繰越した7,000万円と今後追加交付されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分4,083万1,000円の合計1億1,083万1,000円を財源として、今回歳出で補正計上した対象経費3,356万4,000円に充当するための補正となっております。なお、今後コロナ関連事業を実施する際に国庫補助で充当可能な金額は4,780万2,000円となっております。

7ページ、18款1項2目1節の指定寄附金43万円は、3月議会での補正以降に2件の指定寄附をいただいたので補正をしているということでございます。

8ページ、20款1項1目1節前年度繰越金3,173万2,000円は、歳入歳出均衡を図る補正計上でございます。

それから、17ページから18ページにかけましての給与費明細書につきましては、先ほどの説明で職員の時間外勤務手当の増、また、会計年度任用職員報酬を新たに計上するなど変更が生じたので、ご覧のとおり給与費明細書を変更しているということでございます。

議案第9号についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件から、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの9件は、質疑・討論・採決を6月10日に行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件から、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの9件は、質疑・討論・採決を6月10日に行うことに決しました。

#### ◎日程第27 発議第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第27、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番(木下裕三君) 日程第27、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について、提案理由を読みあげて説明にかえさせていただきます。

北海道は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化の防止や林産物の供給などが期待されており、森林資源の循環利用の確立が急務となっている。ニセコ町では北海道などと連携し、民有林の整備や除間伐の促進、地元材の生産流通の可能性の検討、森林づくりを担う人材の育成等に取り組んでいる。将来の世代に森林を引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう施策の充実・強化を図ることが必要である。これらを国に強く要望するため、地方自法第99条の規定による意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長(猪狩一郎君) お諮りします。議事の都合により、6月7日から6月9日までの3日間、休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって6月7日から6月9日までの3日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお6月10日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 木下 裕三（原本自署）

署 名 議 員 高瀬 浩樹（原本自署）